

第5次真室川町総合計画

「人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川」

後期基本計画

2016 — 2020

(平成28年度)

(平成32年度)

平成28年3月
山形県真室川町

町民憲章

昭和55年7月5日制定

わたしたちは、真室川町の町民であることに誇りと自覚を持ち、自然と歴史を大切にし、豊かで住みよい町を築くために力を合わせてこの憲章を守ります。

1. 郷土を愛しゆとりと希望に満ちた、明るい町をつくります。
1. 協力して連帯の心を育て、生きがいのある町をつくります。
1. 励ましあって働き、生産のよろこびと活力ある町をつくります。
1. 若い力をのばし、子どもや老人が大切にされる町をつくります。
1. 心身をきたえ、たがいに学び合い明日をひらく文化の町をつくり
ます。

町の木 —— 梅の木

町の花 —— 梅

第5次真室川町総合計画後期基本計画の策定にあたり

「人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川」の実現をめざして

「人と地域と自然が輝く協働のまちづくり」を基本姿勢とし、「人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川」の実現をめざして、平成23年3月に策定した「第5次真室川町総合計画」に基づき、基本目標に掲げた6つのまちづくりを進めてまいりました。

総合計画策定以降の5年間で、本町を取り巻く社会経済情勢は急速に変化し、日本全体での本格的な人口減少社会の到来や地方と都市との経済格差拡大などにより、少子高齢化、過疎化が加速度的に進行しています。

このような情勢の中、人口減少の克服と本町経済の再生を目的として、平成27年10月に「真室川町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、人口の減少に歯止めをかけるため、地域資源を活かした雇用の創出、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりや若者が定住できる魅力あるまちづくりを目指していくこととしました。

目標年度を平成32年度と定めた10カ年計画である「第5次真室川町総合計画」の中間年にあたり、魅力あふれる活力のある真室川町の実現をめざし、町民の皆様とともに町政を推進してまいりため、今後5年間の町づくりの道筋を示した「後期基本計画」を策定いたしました。

平成28年度は、昭和31年に町村合併による新制真室川町が誕生してから60周年の節目にあたります。

これまで真室川町を築いていただいた数々の先人の方々に対し、心より敬意と感謝を申し上げますとともに、今後も、これまでの施策の成果を活かし、さらに発展させる使命を持ち、「第5次総合計画後期基本計画」を推進し、未来に向け、地域の活力を高めてまいりますので、引き続き皆様の積極的な町政へのご参加とご協力をお願いいたします。

平成28年3月

真室川町長 井上 董

第1章 後期基本計画策定の趣旨		第6章 「心豊かな人と文化を 育むまち」づくり	
第1節 計画策定の意義	1	第1節 学校教育の充実	28
第2節 計画の期間と構成	1	第2節 生涯学習の充実	29
第3節 後期基本計画の性格	2	第3節 生涯スポーツの充実	30
第2章 真室川町の状況		第4節 芸術文化の充実	31
第1節 町の概要	3	第5節 地域活動の推進	32
第2節 社会状況	3	第6節 ボランティア ・NPO活動の推進	33
第3節 経済状況	4	第7章 「快適で安心できるまち」づくり	
第4節 第5次総合計画前期計画の検証	6	第1節 道路網の整備	34
第3章 土地、水資源対策		第2節 交通体制の整備	34
第1節 計画的な土地利用の推進	13	第3節 住環境の整備	
第2節 水資源のかん養保全 と有効利用	13	1. 上水道	35
第4章 「いきいきと働き 個性を創るまち」づくり		2. 生活排水処理施設	36
第1節 産業の振興		3. 住宅	36
1. 農業の振興	15	4. 公園・広場	37
2. 林業の振興	16	5. ごみ処理と環境保全	38
3. 漁業の振興	17	第4節 防災体制の整備	
4. 商業の振興	18	1. 消防防災体制	39
5. 工業の振興	19	2. 防犯対策	39
6. 労働環境の整備	19	3. 交通安全	40
第2節 観光の振興	20	第5節 克雪・利雪のまちづくり	41
第3節 真室川ブランドの創出	21	第6節 地球温暖化 防止対策の推進	42
第4節 自然環境保全の推進	21	第7節 県・近隣市町村 ・関係団体との連携の推進	43
第5章 「健康と福祉のまち」づくり		第8章 「ひと・もの・ところが 交流するまち」づくり	
第1節 保健・医療 ・福祉体制の充実	23	第1節 交流の推進	44
第2節 元気な高齢者づくり 対策の充実	24	第2節 情報ネットワーク の活用推進	45
第3節 結婚・妊娠・出産 ・子育て支援の充実	24	第9章 「健全財政のまち」づくり	
第4節 障がい者福祉の充実	26	第1節 町民と協働のまちづくり	46
第5節 健康づくりと食育の推進	26	第2節 健全な行財政の確立	47

第1章 後期基本計画策定の趣旨

第1節 計画策定の意義

本町では、平成32年度（西暦2020年）を目標とする「第5次真室川町総合計画」を平成23年3月に策定し、将来像「人が輝き 町が輝き 未来が輝くまむろ川」の実現に向けた諸施策を総合的に推進しています。

計画策定からこの間の経済情勢は、景気の伸び悩みなど依然として厳しい状況にあるとともに、「人口減少」が大きく問題視され、働き手が減少することによる地域産業の衰退、税収の減少、ひいては町の存続にもつながる大きな問題となっています。

このような背景を踏まえ、国は平成26年度から「まち・ひと・しごと創生」に関する取り組みを本格化させ、本町でも、人口減少の克服と本町経済の再生を目的として、平成27年度を初年度とし、今後5か年の目標や考え方、具体的な施策をまとめた「真室川町まち・ひと・しごと総合戦略」（以下「町総合戦略」という。）を平成27年10月に策定しました。

町総合戦略において、「まち」と「ひと」と「しごと」の創生に係る分野の施策や事業を先行的に企画・立案し、第5次真室川町総合計画の後期基本計画へ反映することとしました。

また、町を取り巻く社会情勢等も日々変化しており、町民のニーズもより多様化・高度化しています。

町民のニーズに応え、真の豊かさや生きがいを実感できる町づくりを着実に推進していくため、町民と行政とが一体となって、町の更なる発展に向けた施策に重点的に取り組んでいくことが必要となっています。

後期基本計画は、このような考えに立ち、町民や地域の力を礎とし、将来像の実現に向けた今後5年間の町づくりの道筋を明らかにするものです。

第2節 計画の期間と構成

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成します。

1. 基本構想 基本構想は、町の将来を展望し、どのような方向に発展し、どのような町を目指すのか、その将来像を示すとともに、それを実現するために町民と行政が一体となって取り組む、まちづくりの基本的な方針を定めたものです。

【計画期間】平成23年度～平成32年度：10年間

2. 基本計画 基本構想を実現するための施策の大綱に基づいて、計画期間中の課題と方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

【計画期間】後期基本計画：平成28年度～平成32年度 5年間

3. 実施計画

基本計画で示された各施策をどのように実施していくかを具体的に示すもので、事業規模や財源等を年度計画で示し、予算編成の指針とするもので、計画期間は3カ年とし、毎年見直し（ローリング方式）を行います。

年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想	基本構想（10年）									
基本計画	前期基本計画（5年）					後期基本計画（5年）				
実施計画						実施計画（3年）				
							実施計画（3年）			
								実施計画（3年）		

第3節 後期基本計画の性格

平成23年3月に策定した第5次真室川町総合計画・基本構想の下、平成23年度から平成27年度までの前半5年間の計画期間とした基本計画を策定、推進してきました。平成28年度から平成32年度までの後半5年間の後期基本計画では、前期基本計画の実績、課題を検証し、新たな社会・経済情勢に則して、柔軟かつ機動的な見直しを行い、基本構想の実現を目指すため、次のことを反映させて策定します。

- (1) 前期計画期間中に起きた社会経済状況の変化
- (2) 現時点において予想できる限りの社会経済状況の変化
- (3) 平成27年10月に策定された「真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性をとり、「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に一体的に進め、人口減少の克服と本町経済の再生に取り組みます。

第2章 真室川町の状況

第1節 町の概要

本町は、山形県の最北端に位置し、北部は秋田県、西部は庄内地方と接しています。

町の総面積374.22平方キロメートルは、山形県の4.0%、最上地域の20.8%を占めていますが、西側と北側及び東側の三方が急峻な山地で、林野率は87.8%となっています。

これらの山地から数多くの支流が真室川と鮭川に流れ込み、平地はほとんどこれらの河川の流域に小範囲に点在しており、南部には鮭川盆地に連続し開放的な地形をなしているほか、東南部には洪積台地が形成されています。

気象は、周囲の山岳の影響を受けて変わりやすい現象を示し、平均気温は10.0℃で、年間降水量は2711.0mmに及んでいます。また、最深積雪量は282cmを記録する豪雪地帯で、さらに夏は、盆地特有の高温多湿と厳しい条件下にあります。

本町はこのような自然条件の中で、豊かな森林資源に恵まれ、四季折々の景観と自然の恩恵を受け、独特の地域文化を脈々と築き上げ、育ててきました。

第2節 社会状況

1. 人口

本町の人口は、昭和30年の17,118人をピークに減少を続け、平成17年では10,054人、平成22年では9,165人、平成27年10月1日の住民基本台帳では、8,388人となっています。

少子化、人口減少は全国的な傾向であり、国立社会保障人口問題研究所の予測では、最終目標年次の平成32年度における本町の人口は7,500人程度と見込まれています。

このような情勢を踏まえ、減少傾向を緩やかにし、町勢を維持発展させるために、産業の振興や居住基盤・居住環境の整備、少子高齢化対策や定住化対策を積極的に展開することによって、次の指標を目標として、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていきます。

平成32年総人口目標 = 7,800人

総人口・年齢3段階別人口

(単位:人・%)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口 (a)	10,592	10,054	9,165	8,388	7,800
増減率		94.9	86.5	79.2	73.6
0～14歳	1,552	1,247	944	848	789
15～64歳	6,193	5,745	5,245	4,547	4,007
内15～29歳 (b)	1,400	1,347	1,159	950	981
65歳以上 (c)	2,847	3,062	2,976	2,993	3,004
若年者比率 (b) / (a)	13.2	13.4	12.6	11.3	12.6
高齢者比率 (c) / (a)	26.9	30.5	32.5	35.7	38.5
世帯数	2811	2,742	2,631	2,843	2,266
1世帯当りの人数	3.8	3.7	3.5	3.0	3.4

※平成22年までは国勢調査結果、平成27年は平成27年10月1日現在の住民基本台帳人口、平成32年は町独自推計値による。

※増減率は平成12年を100とした場合の指数

第3節 経済状況

1. 産業

本町の就業者数は、経済の低迷や失業率が高水準で推移する中で、総人口の減少とともに、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少することにより、就業人口も減少が予想されます。

第二次産業においては、生産拠点の町外への移転などの影響が懸念され、また、技術革新等による労働生産性の向上など緩やかな減少傾向で推移することが見込まれます。

第三次産業においては、ほぼ横ばいの傾向にあり、今後は福祉関連事業などの成長も予測されるのですが、全体的にはやや減少傾向で推移するものと思われま

す。このことから、本町の平成32年の就業人口は、3,470人と推定します。

産業別生産額では、第一次産業では就業人口は減少するものの、農地基盤整備等によって効率化が図られ、また、農地の流動化と園芸作物等との複合経営、高付加価値化などによって若干の減少傾向で推移するものと予想します。第二次産業は、これまでより伸び率は鈍り、減少傾向で推移することが見込まれますが、生産性の向上及び新規創業などによる伸びを期待します。一方、第三次産業は福祉関連事業の成長が見込まれますが、全体的には若干の減少傾向で推移するものと予想されます。

このことから、現在の経済情勢の中で流動的な推計となりますが、総生産額を推計すると、平成32年度で15,417百万円程度と見込まれます。

産業別就業人口

(単位:人・%)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成32年
総数	6,131	6,115	5,614	5,141	4,689	4,293	3,470
増減率	—	99.7	91.6	83.9	76.5	70.0	56.6
第一次産業 (就業人口比率)	1,791 (29.2)	1,455 (23.8)	1,076 (19.2)	843 (16.4)	792 (16.9)	863 (20.1)	730 (21.0)
増減率	—	81.2	60.1	47.1	44.2	48.2	40.8
第二次産業 (就業人口比率)	2,391 (39.0)	2,650 (43.3)	2,437 (43.4)	2,240 (43.6)	1,675 (35.7)	1,321 (30.8)	1,045 (30.1)
増減率	—	110.8	101.9	93.7	70.1	55.2	43.7
第三次産業 (就業人口比率)	1,949 (31.8)	2,010 (32.9)	2,101 (37.4)	2,058 (40.0)	2,222 (47.4)	2,107 (49.1)	1,693 (48.8)
増減率	—	103.1	107.8	105.6	114.0	108.1	86.9

※昭和60年～平成22年は国勢調査結果、平成32年は町独自推計値による。

※増減率は昭和60年を100とした場合の指数

※総数と各産業別の就業人口合計が一致しないのは分類不能産業を除外しているため

産業別総生産額

(単位:百万円・%)

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総生産額	20,851	20,122	17,538	18,277	17,448
増減率	—	96.5	84.1	87.7	83.7
第一次産業	1,465	1,576	1,554	1,456	1,476
増減率	—	107.6	106.1	99.4	100.8
第二次産業	6,286	5,839	3,499	4,536	3,873
増減率	—	92.9	55.7	72.2	61.6
第三次産業	13,043	12,628	12,398	12,209	12,003
増減率	—	96.8	95.1	93.6	92.0
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成32年
総生産額	17,097	16,283	17,700	18,500	15,417
増減率	82.6	78.1	84.9	88.7	73.9
第一次産業	1,399	1,325	1,418	1,618	1,426
増減率	95.5	90.4	96.8	110.4	97.3
第二次産業	3,642	2,655	3,733	4,348	3,586
増減率	57.9	42.2	59.4	69.2	57.0
第三次産業	11,973	12,223	12,376	12,419	10,404
増減率	91.8	93.7	94.9	95.2	79.8

※平成16年～平成24年は市町村民経済計算：市町村民所得結果、平成32年は、平成24年市町村民経済計算：市町村民所得結果より町独自推計による。

※増減率は対平成16年を100とした場合の指数

第4節 第5次総合計画 前期計画の検証

前期計画においては、厳しい財政状況の中ではありましたが、各施策に対応した事業を実施し、まちづくりに取り組んでおり、着実に成果を上げてきました。

今後は、すでに着手している重要施策の継続的な推進を図るとともに、めざす将来像の実現に向け、社会情勢の変化に対応した実効性の高い施策を推進していく必要があります。

以下に前期計画5カ年の実績と検証を載せております。

1. 土地、水資源対策

(1) 計画的な土地利用の推進

土地利用にあたっては、国土利用計画法（農振法、農地法、都市計画法、森林法、自然公園法、自然環境保全法等）に基づく諸計画等と整合性を図ってきました。

(2) 水資源のかん養保全と有効利用

治水機能向上のための施設整備として、国等への要望活動を通じ、国交省による砂防堰堤の整備を進めてきました。また、河川の環境保全の面では、国が管理する河川や砂防施設を町内の8団体に委託し、草刈り等の作業を行ってきました。

自発的な活動としては、最上漁業や民間企業が河川や河川公園のごみ拾いなどのボランティア活動を実施しています。

町の取り組みとしては、行政区単位に年2回の河川清掃を実施し、河川環境の保全に努めました。

2. 「いきいきと働き個性を創るまち」づくり

(1) 産業の振興

安全・安心な農産物の生産、環境保全等に取り組み、地域特性を生かした農林産品のブランド化や6次産業化、都市との交流の促進による販路の拡大など、今後とも推進していく必要があります。

商業については、人口減少や後継者不足、大型店の進出などの要因から、非常に厳しい状況にありますが、今後も商工団体等と連携しながら、町民の購買意欲の拡大や空き店舗等の活用、ふるさと納税を活用した町ブランド品等の情報発信を行いながら商業の振興を図っていく必要があります。

工業については、広域的な企業誘致を進め、地元企業への育成支援を拡充しながら、人材の育成支援による雇用の拡大を図ってきました。

(2) 観光の振興

観光については、既存イベントに新たな試みを加え、また、地域資源を活かした新規イベントを実施することで町の魅力を高め集客の向上に努めてきました。今後も、伝統文化や豊富な自然資源を活かし、また、SNS等による情報発信を積極的に行い観光の振興を図っていく必要があります。

(3) 真室川ブランドの創出

新たな特産品の創出支援を積極的に行った結果、真室川ブランド認定品の増加につながってきています。また、それらブランド品のPRのための物産展の開催、周知イベント等を開催してきました。今後は量産化への対応や販路拡大をさらに促進していく必要があります。

(4) 自然環境保全の推進

自然資源のシンボルである町内各地の巨樹・巨木や湿原などの保護を図り、自然保護活動ボランティア団体、地域住民、関係機関との連携で周辺部の環境保全と整備を推進し、観光、レクリエーションでの活用を図りながら、貴重な財産を後世に伝えていく活動を進めてまいりました。

3. 「健康と福祉のまち」づくり

(1) 保健・医療・福祉体制の充実

ヘルス케어センターまむろ川において、保健・医療・福祉の連携によるワンストップサービスの実現を図ってきました。

地域における健康思想の普及として、高齢者サロンや地区での定期健康相談・運動や栄養教室での健康教育・特定健診や各種がん検診を通じ町民の健康増進、健康意識の向上に努め、乳幼児健診の実施による母子保健事業の充実に努めました。

また、感染症対策、心の健康づくり、生活習慣病のための知識や予防の普及啓発に努めました。

介護保険制度については、地域包括支援センターを中心に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる「地域包括ケア」体制づくりの強化を行い、また、介護予防教室やセミナーを開催し知識の普及を図りました。

(2) 元気な高齢者づくり対策の充実

高齢者のサロン活動の普及と機能の充実を図り、活動と交流の場づくり推進しました。

また、地域の高齢者のボランティア活動参加による生きがいづくりや健康づくりを

促進するため、ヘルスケアポイント事業を実施してきました。

(3) 子育て支援の充実

結婚、妊娠、出産、子育て支援の一貫した施策を実施してきました。

結婚支援として若者の交流イベントや結婚支援員活動を推進し、妊娠、出産については、不妊治療助成や出産のための健康づくりや学習支援、相談体制の充実を行ってきました。

子育て支援として、中学生まで医療費の無料化や保育料の減免を拡充などの経済的支援のほか、相談体制の強化や遊びの広場等のつどいの場の提供など、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを図りました。

(4) 障がい者福祉の充実

国の機関や最上障害者就労・生活支援センター等地域の関係機関と連携し、障がい者に対する相談体制の確立や雇用の場の確保に努めるとともに、障がい者施設からの物品などの優先調達による支援や、燃料券、タクシー券など各種サービスの充実を図りました。

また、公共施設のバリアフリー化を推進し、バリアフリー住宅改修への支援を行いました。

(5) 食育の推進

各種乳幼児健診において、栄養士による離乳食や幼児食、おやつ等食生活のリズムやバランスの良い食事について啓発を行いました。

また、食育推進委員会の機能強化や食育ポスターの掲示などにより、食育に対する普及啓発を充実するとともに、伝統的和食への関心を一層高めるため、伝統食継承講座を実施しました。

4. 「心豊かな人と文化を育むまち」づくり

(1) 学校教育の充実

学校教育では、町の教育目標に「心豊かで いのち輝く 真室川っ子の育成」を掲げ、いのち、まなび、かかわり、特別支援教育、学校づくりを指導の重点として取り組んできました。

特に、学力向上のための教職員の資質向上、幼保小中の連携や特別支援教育体制の充実、特色ある学校づくりに努めてきました。

また、組織体制や環境の整備を行い、現あさひ小学校の円滑な統合を行いました。

(2) 生涯学習の充実

乳幼児期から高齢者までの幅広い年代に生涯学習の機会を提供し、充実を図るとともに、地域の自然や歴史、伝統や文化に根ざした地域学習や社会教育施設を活用した学習活動に取り組んできました。

また、生涯学習活動の施設整備を行い、町民が学習や体験活動に取り組める体制づくりを進めるとともに中央公民館玄関ホールに図書コーナーを設置し、利用促進を図りました。

今後とも心豊かな町民の育成と活力ある地域づくりに取り組む必要があります。

(3) 生涯スポーツの充実

生涯スポーツを推進するための拠点づくりを行い、各種体育施設の修繕や整備、維持管理を行い利便性を向上させました。

また、地域で活動できる指導者の養成を行いながら、町民総参加のスポーツ振興と町の特性を活かしたスポーツを普及するとともに、競技力の向上とライフステージに応じたスポーツ活動の推進に努めてきました。

(4) 芸術文化の充実

歴史と伝統を今に伝える民俗芸能や、多くの文化遺産を保存と継承する取り組みを進めてきました。

また、町民が芸術文化活動に親しむ機会を充実させ、町民が自ら参加、実践し発表できる機会の拡充を図り、各芸術文化団体等の育成に取り組んできました。

(5) 地域活動の推進

地域のまちづくり・地域づくりに対する活動を支援するため、「地域づくり活動支援事業」等を実施し、地域活動を推進してきました。

また、地域リーダーの養成や町民ニーズや地域課題に応じた多様な学習機会の提供として、公民館大会等での講演会を行ってきました。

(6) ボランティア・NPO活動の推進

自治会を中心とした地域活動や、各団体等が行う教育の場や生活支援、河川や道路、自然環境保全等のボランティア活動を支援し育成を図ってまいりました。

ボランティアセンターへの支援により関係団体のネットワークづくりを推進し、情報の提供などをおこないました。

5. 「快適で安心できるまち」づくり

(1) 道路網の整備

日常生活や経済活動を支える町道については、18路線の改良を行うとともに、地区要望の多い維持修繕等にもできるだけ迅速に対応してきました。また、112橋の老朽度の点検調査結果に基づき、安全性の確保と現有財産の効率的な管理を行うため橋梁長寿命化修繕計画を策定し、修繕等の対策を講じました。

(2) 交通体制の整備

東北中央自動車道などの高速交通体系の整備、国道344号や主要地方道真室川鮭川線などの広域交通のネットワークの整備については、県、関係市町村と連携し要望活動を実施してきました。

山形新幹線の新庄以北への延伸活動については、期成同盟会を核として、要望活動を行ってきました。今後も、粘り強く活動を行っていく必要があります。

公共交通機関の確保として、町営バス運行体系の見直しを図りながら、利便性の向上に努めました。また、乗り合いデマンドタクシーを運行し、公共交通空白地帯の解消を図りました。

(3) 生活環境の整備

水道については、簡易水道統合事業に着手し、上水道との統合による安定した水道水の確保及び災害に強い水道施設の強化を図ってきました。

公共下水道については、早期完成を目指しながら整備を推進し、加入促進に努めてきました。また、下水道計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進し、町内全域の水質保全・浄化を促進してきました。

町営住宅については、計画的修繕及び供給に努めてきました。また、移住・定住の促進のため、住環境サポート補助事業や、定住交付金制度を創設し実施してきました。

ごみ処理と環境保全については、地域住民の意識の高揚を図りながら、ごみの分別収集の徹底や減量化、再資源化など資源循環型社会を目指して取り組みを進めてきました。

(4) 防災体制の整備

地域防災計画の見直しを行い、消防体制の強化や防災放送をはじめとする施設・設備の整備のほか、自主防災組織の組織化を推進し、災害マップの作成支援及び災害時要援護者支援台帳の整備を進め、防災意識と地域防災力の向上につなげてきました。

また、防犯、交通安全対策として、各団体や警察等と連携しながら、家庭や地域の意識啓発と防止活動に努めながら、犯罪の未然防止と歩行者等の安全を図るため、今後も町内の防犯灯の設置及びLED化を進めていきます。

(5) 克雪・利雪のまちづくり

冬期間の雪対策として、除雪機械の計画的更新や除雪作業員の増員など除雪体制の強化と流雪溝の計画的な整備を行ってきました。

また、高齢者・障がい者世帯などへ、除雪支援、共助除雪、ボランティア除雪等の除排雪支援の拡充を行ってきました。

(6) 地球温暖化防止対策の推進

一般住宅向けには、薪ストーブ・ペレットストーブ設置に伴う補助を継続し、太陽光発電装置設置への補助を実施してきました。

公共施設においては、梅里苑へのチップボイラーの導入、町民体育館、中央公民館へ太陽光発電装置を設置し、災害時の非常用電源として整備をしてきました。

また、真室川町地球温暖化対策協議会を中心に、啓発活動及び環境教育を推進してきました。

6. 「ひと・もの・こころが交流するまち」づくり

(1) 交流の推進

姉妹都市である古河市や東京真室川会との交流、荒川区や世田谷区など都市部との物産販売交流を推進するとともに、女川町との物産交流など民間主導の事業を支援してきました。

また、地域おこし協力隊の増員による観光・誘客事業の充実を図り、歴史や文化・スポーツなどを軸とした交流を推進してきました。

真室川大使事業として落語を通じた交流イベントや冬のスポーツ交流イベントを実施するなど新たな試みを加えながら、交流人口の拡大を図ってまいりました。

(2) 情報ネットワークの活用推進

これまで全町に光ファイバー網の整備を進め、高速情報通信環境を整えてきました。携帯電話の利用環境は、全集落において利用可能となり、テレビの難視聴対策として共聴施設の整備を進めた結果、難視聴地区は解消されました。

また、全町に防災放送塔を整備し緊急時の放送システムを確立しました。

整備された情報基盤等を活用し、住民の生活の向上、地域経済の活性化をさらに推進していく必要があります。

7. 「健全財政のまち」づくり

(1) 町民と協働のまちづくり

自治意識の高揚を図るために町政への町民参加を促進してきました。また、町の広報やホームページ等を活用した情報発信や、住民の声を町政に活かすためのパブリックコメントの実施などをさらに推進しながら、今後も、町民参加を基本とした「協働のまちづくり」を進めていく必要があります。

(2) 健全な行財政の確立

財政運営においては、中長期的な財政計画を策定し、過度に起債に依存することのない財政運営に努めるとともに、健全化判断比率など各種指標により財政状況を的確に把握し、持続可能な行財政運営に努めてきました。

また、住民サービス窓口延長を通年実施することにより、納付等のしやすい環境づくりを行い、未収金対策委員会を開催しながら収納協力体制を組み、収納率の向上を図ってきました。

第3章 土地、水資源対策

第1節 計画的な土地利用の推進

(現状と課題)

当町の総面積は、374.22km²と広大であり、豊かな自然を持つ地域特性の中で、自然的条件、社会的条件を勘案しつつ、調和のとれた土地利用を推進してきました。

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い、休耕地が増加する傾向にあるほか、山林においても手入れがなされず放置された荒廃森林が増加し、里山機能の低下が懸念されています。このような現状を踏まえ、先人が培ってきた当町の資源を有効に活用し、維持発展させ、後世に引き継いでいくことが重要です。

また、計画的な土地利用は、快適な定住環境の整備を図るうえで重要な課題であることから、土地利用状況を総合的に把握し、都市計画、農業地域振興計画等各関連計画間の整合性を図り、総合的な土地利用を進めることが必要です。

(施策の方向)

1. 自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件を考慮し、公共の福祉を優先させ、調和のとれた有効な土地利用に努めます。
2. 土地利用にあたっては、国土利用計画法（農振法、農地法、都市計画法、森林法、自然公園法、自然環境保全法等）に基づく諸計画等と整合性を取っていきます。
3. 森林及び休耕地の有効活用を図っていきます。
4. 土地の用途・種別・現況等の利用状況とその推移を調査し、土地利用政策に生かしていきます。

第2節 水資源のかん養保全と有効利用

(現状と課題)

当町は、山形・秋田県境、最上郡・酒田市との境に位置する水源地域にあり、真室川、鮭川、金山川といった一級河川と、その他数多くの小河川とが還流しています。

上流域は急峻な地形で風化しやすい堆積岩が広く分布し河床勾配が急峻なため、これらの不安定な土砂が流出する危険性が高く、昭和49年、50年と続いた豪雨災害を契機に、昭和53年に直轄砂防事業区域として国の指定を受けました。

洪水や土石流などから生命や財産を守るため、災害防止には今後なお一層の改修促進が必要です。

また、「環境王国」認定の町として、水辺空間を活用した環境教育や河川美化活動、水質保全への取組みを継続していく必要があります。

(施策の方向)

1. 砂防堰堤の整備促進や国・県管理河川の適正な維持管理について要望活動を継続

します。

2. 農業用水、生活用水、水道水としての利用等多面的利水機能向上のための施設整備の推進と維持管理に努めます。また、河川を源流部と上流部とに区分し、源流部では保護・保全の施策を実施し、上流部ではきれいな水を活かした農林産物のブランド化等を検討します。

3. 河川美化や河川環境保全に対する住民組織や各種団体、NPO、ボランティア等の意識高揚を図りながら、良好な河川環境の創造と保全に努めます。また、森林の水資源かん養・保全機能にも留意しながら森林保全に努めていきます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状 H27	目標 H32
砂防堰堤整備率	42.0%	50.0%
河川美化活動実施団体数	59 団体	60 団体

第1節 産業の振興

1. 農業の振興

(現状と課題)

当町の基幹産業である農業は、水稻を中心に畜産、園芸作物、山菜、菌茸等との複合経営が進んではいるものの、米価の低迷、就農者の減少、担い手の高齢化や後継者不足など非常に厳しい状況にあります。さらに、TPP（環太平洋経済連携協定）による農産物の輸入自由化や産地間競争の激化、消費者ニーズの多様化、国における主食用米への生産配分数量廃止などにより、大きな変革の時期に直面しております。

また、生産基盤であるほ場や農道などの土地基盤整備が立ち遅れており、経営規模の拡大による効率化、低コスト化への阻害要件となっています。これに伴う形で休耕地が増加し、国土保全や自然環境保全といった、農地の持つ多面的機能の低下や農業用施設等の維持管理に支障をきたす状況なども発生しています。

このことから、農業生産基盤の整備を進めながら担い手農家への農地の利用集積を進め、担い手農家の育成・確保を図るとともに、集落営農や法人経営等の新たな経営体の育成及び生産性の高い園芸作物の導入・畜産経営などを推進し、経営の安定化を図る必要があります。

また、土づくりを基本とする畜産農家と耕種農家の耕畜連携による資源循環型農業の推進を図り、食の安全と環境負荷の低減など、「安全」「安心」「良食味米」という付加価値を付けた、人と自然にやさしい農業を理念とする環境保全型農業の普及を推進することとし、地域特性を生かした周年農業の確立へ積極的な転換を図る必要があります。

当町の特色ある様々な農産物の新たな付加価値を創出し、農業者が農産物の生産だけでなく食品加工等にも主体的に関わり、消費者や実需者のニーズに即した新たな加工品等の開発による地域活性化に向けた取組みと農産物の高品質化は勿論、高付加価値化と安定生産、出荷体制の整備を図り、他産地との差別化を進めることが重要となっています。併せて、加工・販売・流通まで連携させた「農業の6次産業化」を強力に進め、所得と雇用の向上に結び付けていく必要があります。

一方、都市部では、価値観の多様化によって農村が持つ豊かな自然と人々の心温まるふれあいや、健康的でゆとりある生活を楽しむことができる緑空間が求められています。このため、当町が持つ豊かな自然環境、伝承文化、観光資源そして、地域の人々による真室川流のグリーンツーリズムが展開できる環境づくりを推進し、交流の拡大とそれに伴う新たな農家レストランやカフェ等の起業化を支援していく必要があります。

(施策の方向)

1. 安全・安心な良食味農産物の安定生産を基本にしながら、環境と農業のバランスを保ち、生態系に低負担の「環境王国」認定の町であることを全国にアピールし、農

産物のブランド化と販路の拡大を推進するとともに、集落営農や法人経営体等の新たな経営体を育成し、更なる生産コストの低減に努め、経営の安定を図ります。

2. 地域の気候を活かした水稻品種の導入や高品質で市場性の高い園芸作物の団地化、立地条件を活用した菌茸・山菜等の導入により特色ある安定した周年型農業経営の推進に努めます。

3. 家畜、飼養管理技術の改善や飼養規模拡大のための生産体制整備、水田を活用した飼料基盤の確立や町内産TMR（完全混合飼料）製造等、秋山牧場の機能強化を進め、資源循環型農業の推進と一層の生産コスト低減と高品質化を図ります。

4. 安定した生産体制を維持・確立するため、生産基盤の整備や農地の集約化を推進するとともに、農地・農業用施設の適正な管理を行なう組織を育成していきます。また、認定農業者の育成や集落営農の確立、後継者・新規就農者等の確保を通じて担い手の育成を進めるとともに、生産性の向上と高付加価値化の推進を図ります。

5. 生産条件等が不利な中山間地域農業について、立地条件に応じた農業生産基盤や生活環境基盤等の整備を推進するとともに、地域住民など多様な主体が連携参画して農地や水資源の保全活動を促進させます。

6. 農業者が自らの農産物に付加価値を向上させる取り組みや農業者と商工関係者が連携して取り組む地域農産物の生産と加工を中心に、環境・景観・食・伝統文化等地域特有の資源を活用した地域住民による交流活動を支援します。

7. 安全、安心で新鮮な地場農産物の消費拡大と、地場流通システムの整備促進に努めます。また、教育機関との連携により将来を担う子供たちに食の文化や大切さを伝える「食育」の推進を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状	目標 H32
農産物販売金額	24.96 億円 (H26)	27.45 億円
園芸作物生産額 (販売額)	572,681 千円 (H24～H26 平均値)	630,000 千円
畜産物生産額 (販売額)	410,584 千円 (H24～H26 平均値)	493,000 千円
販売金額 1 千万円以上の家族経営体数	35 経営体 (H24)	50 経営体
新規農林業就業者数 (5 年間合計)	—	30 人 (H28～H32)

2. 林業の振興

(現状と課題)

当町の林野率は 87.8% と広大ながら、その 80% を国有林が占めています。

林家については、70% 以上が 5ha 未満の小規模零細林家となっており、林業事業者の高齢化や林業諸経費の高騰による素材生産の供給減少などから、国産材の自給率は低迷が続いています。

しかし、東日本大震災以降の再生可能エネルギーを重視する動きが強まり、木質バイオマス発電施設の増加と合わせ、最上地域に関しては、本県初の大型集成材工場が

進出するなど、木材需要が急速に高まっており、安定的かつ継続的な木材の供給が求められています。このため、林業経営の合理化はもちろん、林業従事者の確保並びに後継者の育成と、付加価値を高めた生産の拡大を推進し、林業の活性化を図る必要があります。

また、効率的な森林施業や森林の的確な管理経営に欠くことのできない林道網整備については、民有林・国有林の連携により一体的、計画的に整備を進めるとともに、路網・土場等の相互利用による協調施業の推進を図り、森林共同施業団地化を形成するなど、「民国連携」を推進する必要があります。

近年、森林に対する住民のニーズがますます多様化・高度化し、森林に触れ合う場の創出が求められている中で、貴重な森林資源を有効活用し、自然的・社会的諸条件や各種産業との有機的連携に考慮した望ましい土地利用の推進と、多様で質の高い森林空間の整備が課題となっています。

(施策の方向)

1. 林業経営体の経営改善と体質強化を促進し、地域特性や実情に即した林業施業に努めるとともに、林業従事者の確保並びに後継者の育成を図ります。
2. 計画的な林種転換と共に適地適木造林を進め、枝打ち、除伐、間伐施業等の啓発・普及により優良材の生産に努めます。また、木造公共建築物やバイオマス利用等木材の需要拡大を図ります。
3. 共同化により面的集約を図り、計画的な森林施業を促進するため、森林作業道の計画的な整備を進め、搬出間伐のコスト削減と循環型の林業を目指し、林業・木材産業の活性化を図ります。
4. 治山施設の整備により森林の持つ公益的機能の維持・増進に努めます。また、保安林の整備を進め、山地災害の防止及び生産環境の保全に努めます。
5. 国有林野事業と連携を図りながら、自然環境保全を前提とした森林空間交流、教育、レクリエーション等に加え、住民の森林に対する新たなニーズに対応した多様で質の高い森林空間の創出に努めます。
6. 民有林と国有林との連携による計画的な路網整備と森林共同施業団地化を進め、施業の集約化によるコスト削減に努めます。
7. 本町の代表的な特用林産物の生産を支援し、原木なめこについては、生産量日本一の里づくりの取り組みを推進します。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状	目標 H32
集約化区域作業路網整備	11 路線延長 4.8 km (H26)	20 路線、延長 12.2 km
木材素材生産量	44,275 m ³ (H25)	63,000 m ³

3. 漁業の振興

(現状と課題)

内水面漁業は多様な淡水魚類の供給に加え、釣りなど自然とのふれあいの場の提供を通じ、潤いあるまちづくりにとって大切な役割を果たしています。

しかし、水量減少や川床の平坦化といった河川環境の悪化や河川の生物循環の劣化、漁獲の不振、遊魚者の減少といった問題に直面しています。

このため、内水面生態系の復元・保全を通じた内水面資源の回復に地域住民が一体となって取り組み、豊かな川の幸と憩いの場を創出していく必要があります。

(施策の方向)

1. 内水面漁業について広く理解を得ながら、水資源の利活用による地域振興を図るため、河川環境の維持保全活動や体験学習等交流機会の創出を図ります。
2. 最上漁業協同組合と協調して、放流等の事業を地域振興策の一つとして位置付け、資源確保に努めます。
3. 地域特性を活かした加工品開発を奨励し、地域特産品づくりを進めます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状 H26	目標 H32
遊魚入込者数	600 人	700 人

4. 商業の振興

(現状と課題)

消費者ニーズの多様化、高度化、隣接都市部への大型店の進出、後継者不足などの要因から、商業は非常に厳しい環境に置かれています。また、身近な商店街の衰退は、交通手段を持たない高齢者にとって食料品等の買い物をはじめ、日常生活に大きな影響を与えることが予想されます。

そのため、商業事業者の努力と行政施策の連携のもとに、環境や景観に配慮したまちづくりと商店街の一体的整備、高度化する消費者ニーズへの変化や消費の広域化に対応するため商店街の環境整備、経営の近代化・合理化、情報化への対応、観光交流との連携などを進め、活気ある商店街振興を図る必要があります。

(施策の方向)

1. 商工団体等の育成強化に努めます。
2. 真室川森の駐車場の情報発信・売店機能と駅前地区活性化を連携させ、案内所機能の向上を目指した取組みを促します。
3. 小規模事業者や地域の活性化に向けた、情報化や新規サービス開発への取組み、空き家や空き店舗の利活用の支援に努めます。
4. 賑わい創出のためのイベント開催や事業者間の相互連携強化を促進し、商店街の魅力創出を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状	目標 H32
卸・小売業販売額 (商業統計調査)	72.4 億円 (H26)	75.0 億円
商工業サービス業等起業・創業 件数 (5年間合計)	—	5 件

5. 工業の振興

(現状と課題)

長い不況から抜け出した感があり、また震災復興・東京オリンピック関連の特需などもあり、企業の設備投資も改善に向かっています。既存製造業が持続的に発展していくための環境整備に努めるほか、自然環境保全との整合性を図りながら、豊かな森林資源・バイオマス・自然エネルギーを活用した関連企業などの企業誘致と育成及び新たな起業家の育成促進を図る必要があります。

(施策の方向)

1. 広域的観点にたった企業誘致や工業団地の整備を図り、若者が定着し、Uターン、Iターンの受け入れを可能とする環境整備の推進に努めます。
2. 地場産業振興と育成のため、経営安定と規模拡大に向けた支援の充実、人材育成による就職支援に努めます。
3. 農業・商業・工業が連携した6次産業化の推進に努め、町の特性を活かした新たな商品開発や起業化への支援と研修機会の創出に努めます。
4. 企業と行政の懇談組織の設置を検討していきます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状	目標 H32
製造品出荷額 (工業統計調査4人以上の事業所分)	59.8億円 (H26)	63.1億円
新たな小規模加工施設の件数 (5年間合計)	—	10件
雇用奨励金対象者の新規・正規 雇用人数 (5年間合計)	50人 (H22~H26)	75人 (H28~H32)

6. 労働環境の整備

(現状と課題)

当町を取り巻く労働環境の中で、雇用情勢については、回復基調にあるものの、大幅な改善とはなっていない。

農林業においては、世代交代は若干進んでいますが、依然として高齢化による後継者不足が続く、複合経営等による魅力ある農林業の育成により新規就業者の受け入れを促進することが必要です。工業においては、通勤距離圏内の企業誘致等により雇用機会を拡大していくことが必要となっています。また、サービス産業においては、大型店舗の進出により新たな雇用が創出されたという面もありましたが、反面、地元商店街の衰退により雇用環境の悪化は続いています。

また、労働環境を考える上では、適切なワークライフバランスの推進や、健康管理等勤労者福祉を向上させ、また女性等の雇用機会均等にも留意する必要があります。町内福祉施設の増加により女性の雇用機会も増加傾向にあり、男女共同参画社会を目指して職場における女性の地位向上にも努めながら、女性が働きやすい職場環境を整備することが必要です。

また、障がい者や高齢者などの雇用機会の確保や、安定した労働力を確保するため、若年層の定住化とUターン等による人材の確保も重要な課題となっています。

(施策の方向)

1. 雇用機会の拡充を図ります。
2. 勤労者福祉の充実を図ります。
3. 女性の働きやすい環境の充実を図ります。
4. 農林業等の新規就業者の受け入れを充実します。
5. 地域を支える人材の育成及び若者の回帰、定着に向けた事業を展開します。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状	目 標 H32
20代未満の定住・Uターン希望率	40% (H27) (町民アンケート)	50%
地元での就職を希望する人の割合	36.6% (H27) (町民アンケート)	40%

第2節 観光の振興

(現状と課題)

全国的に知名度のある「真室川音頭」と関連イベントを観光資源として推進してきたものの観光誘客の入り込みは伸び悩んでおり、新たな企画による誘客も検討する必要があります。また平成12年以降交流拠点として梅里苑・周辺体験施設を整備してきましたが、近隣類似施設との競合や低迷する経済状況により利用者は伸び悩んでおり、人材や企画力を含めた、ソフト部分での改善が必要となっています。

当町は加無山県立自然公園の山岳、女甕山の大カツラ・滝ノ沢の一本杉といった巨木群、三階滝・土倉の滝といった滝群などの自然資源、伝統芸能や生活文化資源に恵まれており、これらの保全を進めながら、「まむろがわ」ならではのツアーを発掘し、魅力発信をしていく必要があります。

また、食文化資源に恵まれており食材や食文化を基盤として他の資源と連携させた取り組みや、地域の歴史や文化、自然と調和した個性的で魅力ある景観の保全と創造の取り組みなどの活用により「学び、体験、交流」など時代のニーズに応えられるメニュー創出と仕組みづくりを進め観光・交流の振興を図ることが必要であり、同時にSNS等を積極的に駆使した情報発信基地の設置が必要となっています。

(施策の方向)

1. 人材育成と誘客のための仕組みづくりを進め、自然・文化資源を活用した観光・交流イベントの造成、情報発信体制と交流基盤の整備に努めます。
2. まむろ川温泉梅里苑を拠点とした滞在型・体験型観光プラン開発と、梅里苑施設の機能強化、周辺体験エリアの環境整備を図ります。
3. 「真室川音頭」発祥地としてのイメージアップにつながるよう「真室川音頭」の普及促進を進めます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状 H26	目標 H32
年間観光客数 (県観光者数調査)	93.0 千人	100.0 千人

第3節 真室川ブランドの創出

(現状と課題)

原木なめこを代表的な特産物として多様な産品に恵まれていますが、消費地での認知度は高いとはいえ、また加工事業や販売活動についても遠隔地ゆえの困難さを抱えています。その一方、地域性が強く個性的な産品が求められている時代でもあります。

このような環境下、豊かな自然から産出される食材・素材、知恵と技により生み出されるモノや生活文化は真室川町の個性・魅力であり、産業化のための資源としての可能性を有しています。

農林水産物や加工品、交流プログラムも含めて真室川らしさを追求しPRすることにより付加価値を高め、真室川ブランドのブランド力向上を推進します。特に多くの先人の知恵と技が生きている食文化は貴重な地域資源の一つであり、その価値を高め産業化に結びつける取り組みが求められています。併せて、開発研究機会の創出や生産者の組織化・共同化、後継者の育成等も含め、多角的な取組みを展開することが課題とされます。

(施策の方向)

1. 農・商・工の事業者の連携による食・食文化を軸とした地域資源を活用した新たな特産品・サービスの開発を促進します。
2. 新たな特産品・サービス開発のために、研修・研究機会を提供し人材の養成と技術の確立を進めます。
3. 友好自治体等との連携による物産の販売促進や真室川ブランド認定品のPR、販路拡大の取組みを推進します。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状 H26	目標 H32
真室川ブランド認定品数	34 品目	45 品目

第4節 自然環境保全の推進

(現状と課題)

私たちの生活は先人から受け継いだ豊かな自然によって支えられ、自然の厳しさを感じながら、四季を通じて多くの恩恵を受けてきました。しかし、今や、人々の生活や生産活動から排出される様々なものが、植物や土壌、水が持つ自然の浄化能力を超える状況となっています。また、高齢化や後継者不足による農地の遊休化や森林の荒廃化による公益的機能の低下も懸念されます。

自然環境を生活や経済活動に対する一方的な利用という考え方を見直し、豊かな自然の大切さを再確認した上で、公害の発生防止や、自然と共生するシステムづくりに、個人、地域、団体、事業者などが一体となって取り組んでいく必要があります。

近年、自然環境に対する関心の高まりから、環境保全・保護などのボランティア活動も盛んに行われるようになりました。平成12年4月、林野庁は次世代への遺産として残すべき国有林内の代表的な巨樹・巨木を「森の巨人たち100選」として選定し、真室川町からは2本の巨樹・巨木が選ばれました。先人たちの自然に対する信仰や思いが育まれてきた結果であり、貴重な財産として町民・行政が一体となって守り、地域景観との調和を図りながら、癒し・やすらぎの里空間を形成していかなければなりません。

今後は、最上地域全体としても「ブナと巨木のがみ回廊」をキャッチコピーに自然資源を積極的にPRしていく方向にあり、ガイド組織等の体力強化が課題となっています。

(施策の方向)

1. 自然環境保全に対する意識の啓発と、自然保護活動を行うボランティアの養成・支援に努めます。
2. 自然の大切さを学ぶため、関係機関と連携をはかり、自然環境教育の実践を推進します。
3. 町内各地に分布する貴重巨樹・巨木などの保護をはかり、周辺部の環境保全・整備を推進します。
4. 県立加無山自然公園など山岳地域部の森林環境を保全し、希少動植物などの保護策を充実します。また、環境保全に留意した上で、観光、レクリエーション面での森林空間の活用を図ります。
5. 源流部に位置する責任ある町として、清き水流をたたえる河川環境の保全に努めます。また、河川に関わる整備についても、河川環境や景観に配慮した整備を推進し、環境教育を含めた溪流釣り大会開催など、水辺空間の活用を図ります。
6. 白鳥をはじめとする多くの野鳥が飛来する町として環境の保全に努めます。
7. ごみ捨ての防止、ごみの持ち帰り運動を、町民、来訪者に呼びかけ、美しい森林・水辺環境を守り、当町の魅力を後世に伝えていきます。
8. 自然環境保全や新エネルギー開発等の観点から、リサイクル推進やバイオマスエネルギーの活用促進等まで広範にわたる環境に対する総合的な取組みを推進します。

第1節 保健・医療・福祉体制の充実

(現状と課題)

総人口の減少、特に若年層や出生数の減少により高齢化率は伸び続けており、高齢者の一人暮らし世帯、高齢者世帯も年々増加しています。

また、高齢化の伸展に伴い、要介護認定者や認知症高齢者も増加しており、これに伴い介護給付費も増加しています。

多くの町民は、健康で元気に、住み慣れた自宅で生涯を過ごしたいと考えていますが、高齢者世帯の増加により、従来は家族・世帯単位で解決出来ていたことが出来ない家族が増えており、なおかつ地域のつながりが希薄になってきている現状があります。

そのため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供し、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる、地域包括ケアシステムの構築が必要です。

また、高齢者の増加と若年層の減少、それに伴う高齢者世帯の増加に対応するため、地域で支えあう体制づくりとともに、日常生活支援サービスや介護サービスの需要増大への対策が必要です。

高齢となり介護や医療が必要になっても、また、認知症になっても安心して在宅で暮らし続けられるよう、医療と介護が連携し支援していく必要があります。

町立真室川病院は、人口の減少、医師数の減、診療所における診療日数の減等様々な要因による患者数の減少から、診療報酬による病院収入は大きく減少している傾向にあります。このことから、病院収益の確保（未収金対策、診療内容の充実、CT・MRI稼働率の向上、査定減の防止等）および経費の節減（薬品、材料の在庫管理の適正化、業務委託及び賃借料の見直し等）による病院のさらなる健全化を図る必要があります。

(施策の方向)

1. ヘルスケアセンターまむろ川の機能充実と保健・医療・福祉の連携・一体化を強化します。
2. 多様な主体による介護予防・生活支援サービス提供の仕組みづくりにより、在宅での日常生活支援サービスの充実を図ります。
3. 住民同士による支えあい活動を推進し、支えあいの地域づくりを目指します。
4. 新公立病院改革プランを策定し、町立病院のさらなる健全運営を目指し、関係医療機関と連携し、町立病院の病床機能適正化を推進し、在宅医療の充実を目指します。
5. 医療・介護の連携強化、訪問医療体制の充実により、在宅でも安心して医療が受けられる体制づくりを推進します。
6. 認知症の早期発見による早期治療、地域の見守り体制づくり、認知症の人とその家族を支える仕組みづくりにより、認知症になっても在宅で暮らし続けられる地域づくりを行っていきます。

7. 地域包括支援センターの相談機能の充実と的確な情報提供に努めます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状 H27	目標 H32
認知症サポーター登録者数	744 人	850 人

第2節 元気な高齢者づくり対策の充実

(現状と課題)

高齢化の伸展に伴い、要介護認定者や認知症高齢者の数は増加しています。

平均寿命が男女とも80歳を超える超高齢化社会となり、これからは、高齢者が健康で暮らし続ける「健康寿命」を伸ばすための対策、また、高齢者が生活の中で生きがいを持ち、自分の持った技能や知識を生かし、「生涯現役」でいることのできる地域づくりが必要となります。

住民が健康づくり、介護予防や認知症予防に主体的に取り組むことができる環境づくりを推進し、高齢者の健康長寿と要介護認定者の減少に向けた取り組みを促進する必要があります。

また、高齢者が、それぞれの経験や知識を地域社会に生かし、生涯にわたって生きがいをもって生活できる環境づくりが必要となっています。

(施策の方向)

1. 健診による生活習慣病の早期発見や、各種の健康づくり教室の実施により、健康寿命の延伸を目指します。

2. 各種介護予防教室による介護予防意識の普及を図るとともに、居場所づくりなどの住民の主体的な介護予防活動を積極的に支援し、高齢者がいくつになってもいきいきと生活出来る地域づくりを推進します。

3. 高齢者の役割と活動の場の創出のため、社会福祉協議会と連携し、元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える仕組みづくり、高齢者の積極的なボランティア活動への参加を促すための情報提供等を行います。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状	目標 H32
いきいきサロン数	19 カ所 (H27)	23 カ所
ヘルスケアポイント事業の地域支え合い活動ボランティア登録者数	219 人 (H27. 1 末)	320 人

第3節 結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実

(現状と課題)

安心して子どもを産み育てるためには、妊娠・出産・育児と『切れ目のない支援』が必要とされます。

近年、地域内外の関わりが薄れるなか、生活形態の多様化等により若い世代は未婚

化・晩婚化の傾向にあり、結婚を望む人々への環境づくりや、行政として結婚に向けた取り組みを推進する必要があります。

子育てについては、核家族や子育て家庭の共働きの増加により、地域における子育て支援（保育サービスや相談支援等）の需要が高くなっています。特に、低年齢児（0～2歳児）の預入施設、放課後の子どもの居場所について量・質の拡充が必要となっています。

また、子育て世代の中には、地域や家庭の中で「育児の孤立」を感じたまま「育児不安・負担」などストレスを抱える人も増えており、これらの状態は子どもの成長にも影響し、町全体の活性化にも大きな影響があります。

家族だけでは健全な保育が出来ない状況が多くみられるため、あそびの広場等を活用し、育児についての情報提供や相談支援を行うことにより、子育てに対する不安感や負担感の軽減に努めることが求められています。

加えて、発達障害やグレーゾーンの子ども、気になる子どもが増加傾向にあり、親の理解や親への支援が重要になっています。しかし、適切な療育や相談に必要な専門機関が少ないため、早期相談体制が困難な状況であることから、社会資源等の支援体制を強化する必要があります。

また、近年様々な要因から経済的に厳しい状況にある子どもが増えてきているため、経済的な支援施策の充実など、子どもたちが将来に夢と希望を持って成長していけるよう取り組みを計画的かつ総合的に推進していく必要があります。

（施策の方向）

1. 交流や出会いのきっかけとなる若者の活動への支援や、結婚支援事業を推進します。
2. こども・子育て支援事業計画（放課後子ども総合プランに基づく真室川町行動計画を含む）を推進します。

I. 地域における子育て支援

- ①地域における子育て支援の充実
- ②教育・保育サービスの充実
- ③子育て支援のネットワークづくり
- ④要保護児童への適切な対応

II. 母と子の健康を守る環境づくり

- ①母性の健全な育成
- ②母親の健康の確保及び乳幼児の健康管理

3. 発達障害やグレーゾーンの子どもなどについて、早期の段階で必要な支援につながるよう、教育相談・就学指導體制の充実を図ります。
4. 家族ぐるみで子育てしやすい環境をつくるため多世代同居や近居を推進します。

（施策の効果を表す指標）

項目	現状	目標 H32
1世帯あたり人数(参考) 県平均2.86人	3.3人 (H26)	3.2人
子育てしやすいまちであると思う人の割合 (20～49歳の町民が対象)	23.6% (H27) (町民アンケート)	50%
婚姻件数 (5年間の平均)	27.6件 (H22～H26)	30件 (H28～H32)

第4節 障がい者福祉の充実

(現状と課題)

障がい者計画・障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーション並びにリハビリテーションの理念のもと、地域に住む人々が障がいの有無を問わず、支え合える「自立と共生のまち」づくりが求められています。

これらの実現のためには、障がい者やその家族が、いつでも気軽に相談でき、適切な助言が受けられ、各種の福祉サービスを有効に利用できる必要があります。

(施策の方向)

1. 障がい及び障がい者が地域社会の中で正しい理解が得られるよう努めます。
2. バリアフリー化やユニバーサルデザインを考慮した「福祉のまち」づくりを推進します。
3. 最上障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関と連携し、総合的な相談体制を確立します。
4. 国等各機関と連携を図りながら障がい者の雇用機会の場の確保に努めます。
5. 障がい者就労施設等が供給する物品等に対する利用の推進を図ります。
6. 地域の社会資源を活用し、各種サービスの充実を図ります。
7. 障がい児に対する教育相談・就学指導体制の充実を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状 H26	目標 H32
就労支援事業利用人数	32人	40人
最上障害者就業・生活支援センター相談件数	449件	500件

第5節 健康づくりと食育の推進

(現状と課題)

健康の保持増進には一人一人の健康意識が重要です。検診の場を利用して生活習慣を振り返る等更なる健康増進の意識を持つ必要があります。しかしながら特定健診受診率は目標の50%に対して依然30%台で受診者は固定化しており、各種がん検診では精密検査受診率が低く、検診結果を有効に活かしていないのが現状です。自らの生活を振り返り、正しい食習慣や運動習慣を身に付け、すこやかに年を重ねることが求められています。

また、町では高齢者のみならず働き盛りの自殺が多く、家族背景や経済面等複雑な環境を抱えたケースが増加し、問題が多様化しています。このことから行政だけではなく、それらを見守る地域づくりが重要になっています。町民が心の病を理解することで、発病の予防や悪化、また地域との連携で早期対応につなげる必要があります。

口腔の健康は全身の健康やADL (Activities of Daily Living: 食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動、日常生活動作)・QOL (Quality of Life: 人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることが出来ているかを計る

ための尺度)に大きく影響することが明らかになっていますが、自分の口腔状態に満足している人は31.8%と低く、さらには3歳児の虫歯保有率は平成26年度県内ワースト1となっています。地域、家族が口腔の健康に対して関心を高める必要があります。

また、乳幼児から正しい食習慣を身に付けさせることは、生涯にわたる健康上の基礎になると言われています。核家族化やライフスタイルの多様化によって食の簡便化が進み、子どもへの食生活の教育や食を通じた豊かな人間性の育成を妨げ、また伝統食や郷土食など特色ある食文化の伝承も危惧されています。このような中、子どもからお年寄りまで一人ひとりが自らの食について考え、安全な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を身につける「食育」の重要性に注目があつまっています。

真室川町においても、住民それぞれのライフステージにおいて、家庭や学校、地域などが連携しながら、さまざまな取組みを通じて食に関する知識や適切な判断力を培い、すべての人が健全な食生活を実践できるよう、「食育」を推進していくことが求められています。

(施策の方向)

1. 総合的な健康教育を推進し、町民の健康意識の高揚と自己管理能力の向上に努めます。

2. 保健衛生対策の充実

- ①感染症対策、生活習慣病予防対策の充実を図ります。
- ②妊婦及び乳幼児に対する一貫した母子保健事業の充実に努めます。
- ③精神保健相談の充実を図ります。
- ④歯科保健の啓蒙を推進します。

3. 食育の推進

- ①子どもの時期から望ましい食習慣と生活習慣を身に付けるよう、家庭や保育所・教育機関での取組みを進めます。
- ②介護予防を進めるため、高齢者への食育を推進していきます。
- ③地域で培われた郷土料理や伝統食などの食文化が次世代に継承されるよう啓発推進に努めます。
- ④生産者と関係団体、給食関係者が連携・協力を図りながら、地元食材の給食での活用等の地産地消を推進します。
- ⑤生産者や関係団体と連携し、教育ファームやグリーンツーリズムの推進を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状	目標 H32
特定健診受診率	37.5% (H26)	60%
特定保健指導実施率	47.5% (H26)	60%
健康ポイントカード保有者数	378人 (H27)	900人
3歳児虫歯保有率	46.9% (H26)	35.0%

第1節 学校教育の充実

(現状と課題)

学校教育では、これまで「心豊かで いのち輝く 真室川っ子の育成」を目指して、知徳体のバランスのとれた児童生徒の育成に努めてきています。しかし、変化の激しい現代社会においては、これまで以上に自ら積極的に新しい知識を求め、未来を切り拓き、人とつながり合いながらたくましく生き抜く力が求められてきています。

全国学力・学習状況調査や標準学力検査（NRT）等の結果から小学校、中学校ともに学力の向上が大きな課題となっており、とりわけ、算数・数学、英語の力を高めていく必要があります。また、主体的に学ぶ学習意欲も高めていかなければなりません。

近年は個別に配慮を要する児童生徒が増加しており、幼保小中間の連携を密にして個に応じた支援を充実させていく必要があります。

また、思いやりの心や規範意識をより一層醸成していかなければなりません。

いじめの未然防止・早期発見・適切な対応、不登校や問題行動の未然防止等に学校全体で継続して取り組んでいく必要があります。また、学校と家庭で情報を共有し同一步調で対応していくことが必要です。

全体的に体力の低下・二極化が進んでおり、運動の楽しさや運動に親しむ態度を育てていく必要があります。また、テレビを見る時間やゲームをする時間、携帯電話等のメディアに触れる時間が年々長くなってきており、生活リズムの改善に引き続き取り組んで行かなければなりません。

地域や保護者に信頼される学校づくりにより一層努めていく必要があります。また、児童・生徒が安全で安心して通うことができる学校や通学路を維持していかなければなりません。

(施策の方向)

1. 確かな学力の育成

- ①真室川町学力向上プランに基づく確かな学力を育成していきます。
- ②特別支援教育を充実させ、一人一人のニーズに応じた支援を行います。
- ③幼保小中の連携を強化し、なめらかな接続が行えるようにしていきます。

2. 豊かな心と健やかな体の育成

- ①いのちの教育・心の教育を充実させていきます。
- ②読書教育を一層充実させていきます。
- ③いじめや不登校等の未然防止に家庭と連携を図りながら全力で取り組みます。
- ④体力・運動能力の向上に努めます。
- ⑤食育を充実させていきます。
- ⑥生活リズムの改善に関係団体と連携を図りながら取り組んでいきます。

3. 信頼される質の高い学校教育の推進と自立する力の育成

- ①P. D. C. A（計画・実行・評価・改善）のサイクルを確立させた学校運営を行

います。

- ②児童・生徒が「わかる・できる・さらに伸びる」ようになるための校内研修にこれまで以上に組織的に取り組んでいきます。また、教職員の資質向上の取り組みも推進していきます。
- ③児童・生徒の教育環境を整備・充実させていきます。
- ④地域、保護者の協力を得ながら特色ある学校づくりやキャリア教育、ふるさと学習をより充実させていきます。
- ⑤様々な体験活動・ボランティア活動を推進していきます。

(施策の効果を表す指標)

項 目	現 状 H27	目 標 H32
読書が好きな児童の割合 (全国学力・学習状況調査)	80.3%	85%
全国学力調査の実績値 (全国学力・学習状況調査)	全国平均を上回る教科・学年あり	全国平均を全教科・全学年上回る
平日2時間以上家庭学習をする児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小学校6年 11.5% 中学校3年 18.7%	小学校6年 20% 中学校3年 25%
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小学校6年 86.9% 中学校3年 69.5%	小学校6年 90% 中学校3年 75%

第2節 生涯学習の充実

(現状と課題)

急激な人口減少を踏まえ、活気ある地域を創造していくためには、地域の人や自然、文化に関わりを持ち、地域と向きあい、地域とのつながりを持ち続けようとする町民の意識を高めていくことが何よりも大切です。

そのため、ライフステージに応じて、地域を知り学ぶ活動を充実させるとともに、学んだ内容を活かし地域に貢献できる機会や場所を確保し、ふるさとに愛着を持ち、地域で活躍し、どこにいたとしても地域とつながり続ける人づくりが求められています。

このような現状を踏まえ、関係者が一体となった総合的な取り組みとするため、「生涯学習基本構想」を改訂し方向性と中期計画を新たに示すとともに、全庁での連携協力を充実させる必要があります。

また、多くの町民が幅広い学習活動をしています。さらに、その学習の成果が地域に還元され、地域コミュニティを活性化させることや、学校教育や子育て支援などの地域づくりに活かされることが求められています。

さらに、多様化・複雑化する学校へのニーズに対応するため、学校と家庭・地域が連携し、地域全体で子どもを教育していく体制づくり、人間力の基礎を養う幼児教育の充実、幼児教育と学校教育との円滑な連携、子育て支援や保護者の教育力向上が必要です。

(施策の方向)

1. 地域の教育力向上を目指した学習環境の充実

- ①「生涯学習基本構想・生涯学習推進計画」を改訂します。
- ②全庁での連携協力を進め、庁内推進体制強化を図ります。
- ③社会教育団体の指導育成に努め、指導・支援体制を充実させます。
- ④中央公民館・生涯学習センターの機能向上や分館整備等を支援し、学習環境を充実させます。

2. 魅力ある学習機会の充実

- ①公民館や社会教育施設等を拠点とした学習機会の充実に努めます。
- ②生涯学習の成果を活用・実践できる機会を充実させます。
- ③図書利用サービスの向上に努めます。
- ④町民のライフステージや今日的課題に対応した参加型の学習機会の充実に努めます。

3. 学校と家庭・地域との連携の推進

- ①学校・家庭・地域が連携して地域全体で子どもを教育していく体制づくりを**進め**ます。
- ②子どもの実態と学校のニーズに応じた平日の学習支援や環境支援の充実、土曜日等の教育環境の整備を推進します。
- ③児童が放課後等を安全安心に、多様な活動が行えるよう学童クラブと放課後子ども教室の一体的に推進します。

4. 家庭・幼児教育の推進と青少年の地域力育成

- ①幼児共育の推進と子どもの発達段階に応じた親学習の充実に努めます。
- ②学校・家庭・地域が連携して子どもの読育活動を推進します。
- ③高校生ボランティア等青少年団体の育成支援と、指導者・リーダー養成をすすめます。
- ④青少年が地域活動に関わる機会を提供するなど、地域活動を始めやすい環境づくりに努めます。

(施策の効果を表す指標)

項 目	現 状 H26	目 標 H32
中央公民館図書室図書貸出冊数	1,160 冊	1,500 冊
社会教育施設利用者数 (中央公民館・まざれや)	29,082 人	30,000 人

第3節 生涯スポーツの充実

(現状と課題)

健康志向の高まりとともに、スポーツ・レクリエーションに関心を持つ町民が増加し、生涯スポーツの充実健康づくりとコミュニティ活性化に大きな役割を果たしています。一方、自分が好きなスポーツを自分に合ったやり方で継続してやりたいという意欲はあるものの、実際に継続的にスポーツに取り組んでいる人は少ない状況となっています。

スポーツ施設として、総合運動公園、秋山スキー場、クロスカントリーコース、生涯学習センター、武道館が整備されるとともに、学校体育施設解放も行っており、日常的に利用できる生涯スポーツの拠点が整備されましたが、学校体育施設開放や整備

改修によるスポーツ施設の長寿命化を行い、機能を維持しながら利便性を向上させる必要があります。

少子化や多忙化の中でスポーツ少年団加入者や体育協会などスポーツ団体を巡る環境も厳しくなっていますが、生涯スポーツを支える基盤の組織としてその活動を支援し、また、気軽に参加できるスポーツイベントを継続して開催するなど、誰もがスポーツに触れられる環境を充実することが求められています。

子どもたちの体力や運動能力が低下し、成人のスポーツ実践者の割合も低位であることから、ライフステージに応じたスポーツ活動を総合的に推進する必要があります。

(施策の方向)

1. 町民ニーズに答える生涯スポーツの推進

- ①スポーツ施設の整備と、維持管理の充実に努めます。
- ②子どもの運動習慣の改善や健康づくりに気軽に取り組める総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取り組みを推進します。
- ③体育協会やスポーツ少年団等、スポーツ統括組織の充実と自立を推進します。

2. 競技スポーツの振興

- ①学校や関係団体と連携し、選手の育成、指導者の育成支援に努めます。
- ②選手・観戦者等の交流を通じた地域活性化を図るため、スポーツ施設を活用した各種競技会開催をすすめます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状	目標 H32
体育施設利用者数	69,157人 (H26)	70,000人
真室川町体育表彰者数	41人 (H27)	40人

第4節 芸術文化の充実

(現状と課題)

当町に残る伝承文化や歴史文化遺産は、長い歴史と伝統の中で生まれ守られてきた町民の財産であり、保存継承の取組みが積極的に行われきました。それらの財産を郷土の誇りとして守り、知り、活かす取組みを進めながら、今後も引き続き活動する町民を支援していく必要があります。

歴史や伝承文化・食文化等の真室川町の資源を掘起す活動は近年積極的になされてきたものの、その価値や魅力について町民に十分浸透していないという指摘もあり、より多くの町民が触れる機会や魅力を伝える取組みが求められています。また、地域文化の継承や文化財の保護・保全を通して、ふるさとの歴史や文化に対する誇りと愛着を育み、地域の将来を支えようとする人づくりが求められています。

さらに、町民が芸術文化活動に親しみ、感性や創造性を涵養するため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供に努め、実践者の中核である芸術文化団体の自主活動・発表活動への支援を継続することが必要です。

(施策の方向)

1. 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心の醸成
 - ①伝承文化や歴史、自然環境等の資源を活用した学習、教育活動を推進します。
 - ②文化財及び自然環境や希少動植物の保全保護に努めます。
 - ③伝承文化を担う団体活動への発表機会の提供や指導者・後継者支援を継続します。
2. 心豊かな芸術文化活動の推進
 - ①芸術文化活動の充実のため、発表機会の確保など活動団体への支援に努めます。
 - ②文化芸術に関わる情報提供に努め、町民の鑑賞機会等の充実努めます。
 - ③歴史民俗資料館等文化施設の教育機能を高め、利用促進と効率的な運営に努めます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状 H26	目 標 H32
歴史民俗資料館利用者数	2,313 人	2,400 人
町民芸術祭参加団体・参加者数	13 団体 115 人	13 団体 120 人

第 5 節 地域活動の推進

(現状と課題)

町民のまちづくり・地域づくりに対する積極的な行動が各町内で見られ、地域の活性化を大きく促し誇りと生きがいを分かち合う活動が展開されています。

社会生活を営む上で近隣・地域住民との交流は大変重要であり、特に、現在の少子高齢化社会においては、行政主導型の従来の福祉施策から、地域で支えあう共助への転換が注目される場所であり、若者の地域離れ、職業形態や生活環境の変化等も考慮し、それぞれに合った新たな地域活動の推進が求められています。

これらの実現にあたっては、地域リーダーの養成や町民ニーズに応じた多様な学習機会の提供等により、地域力の育成を図り町民と行政による役割を明確にしながら、協働によるまちづくりを推進する必要があります。

(施策の方向)

1. コミュニティ活動への参加を促進し、地域づくりに対する意識高揚に努めます。
2. 地域づくりの拠点となる、地区館や公民館分館の機能充実を図り、また、新たな地域運営システムの検討を進めます。
3. 特色ある地域活動に対する支援や、地域リーダーの養成を推進します。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状 H26	目 標 H32
特色ある地域づくりに取り組む集落や団体の数	53 団体	75 団体
住民主体の地域づくりや地域おこし新規プロジェクト件数	—	5 件 (5 年間合計)
集落の将来ビジョン策定ワークショップ開催地区件数	—	5 件 (5 年間合計)

第6節 ボランティア・NPO活動の推進

(現状と課題)

ボランティア活動の分野は、青少年、社会福祉、保健・医療、文化、教育、スポーツといったあらゆる分野にわたっており、誰もが比較的簡単に活動に関わることができるものとなっています。町内においても、地域社会維持のための活動として、ボランティア活動が芽生えてきてはいるものの、自らの意思で参加する機会がまだ十分に確保されていない面もあります。

これは、ボランティア活動の情報を得る機会が少ないこともあり、ボランティア活動に対する理解が進んでいないことや、関係団体のネットワークが不足している面もあるためと考えられます。

このため、青少年期からボランティア活動に対する啓発・参加を推進し、参加するきっかけを多く創出しながら、ボランティア団体相互の協力体制を確立し、活動状況などの情報を把握・整理して発信していくことによりボランティア活動に対する町民の意識を高揚していくことが大切と言えます。

また、近年、全国的に福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野において民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、それらの団体は、任意団体として活動したり、あるいはNPO法人として法人格を取得して活動を行うなどしています。

当町においてもその機運を醸成し、これら住民の自発的な活動を支援していけるよう体制を整えていく必要があります。また、これらの団体と行政との「協働」の仕組みづくりについても検討していく必要があります。

(施策の方向)

1. ボランティア活動に関する知識や技術習得の機会を充実しながら、町民の理解と参加を促進するとともに、活動団体の育成に努めます。
2. NPO団体の育成・支援に努め、「協働」の仕組みづくりについて検討を進めます。
3. ボランティアセンターへの支援により、ボランティアを必要な人とボランティア活動を行いたい人を結びつけます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状	目標 H32
特定非営利活動法人(NPO法人)の数	2団体(H27)	5団体
ボランティアセンターに登録するボランティア団体数	6団体(H27.1月末)	20団体

第1節 道路網の整備

(現状と課題)

日常生活や社会生活、経済活動を支える最も基礎的なインフラである道路・橋梁などの整備状況は、住み良さを実感できるバロメーターであり、当町における国道2路線、県道7路線、町道249路線を有機的に連結し着実に整備を図る必要があります。

町道については、平成27年3月末現在、道路延長が204.6km、改良率69.1%、舗装率72.2%に留まっており、今後とも計画的に整備を推進していく必要があります。

町道に架かる橋梁数は112橋あり、橋梁長寿命化修繕計画に基づき適時適切な修繕を行う計画としていますが、架け替えや大規模修繕を優先していることや、財源である国庫補助金の予算措置が横ばいの状況にあることから、全国的に市町村の進捗率が低い状況にあります。

(施策の方向)

1. 町道については、広範な地域性を考慮しながら着実な整備に努めます。
2. 橋梁については、定期的な点検により計画を更新し、国庫補助金の確保に努めながら長寿命化修繕を推進します。
3. 道路の修繕や維持工事などは適時・適切に行います。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状 H26	目標 H32
町道改良率	69.1%	70.7%
橋梁修繕数	10橋	33橋

第2節 交通体制の整備

(現状と課題)

活力に満ちた地域社会を創出するには、交通網の整備が不可欠です。特に、経済圏や生活圏の拡大、救急医療への迅速な対応、地震・豪雨等の災害リスクを軽減するためにも、道路の果たす役割は益々大きくなっています。

東北中央自動車道「尾花沢新庄道路」が全線開通し、「泉田道路」・「新庄金山道路」・「院内道路」・「横堀道路」が事業化され、県道真室川鮭川線の安久土橋と栗谷沢橋や国道344号青沢区間の雪崩防止対策が着実に進捗しているものの、東北中央自動車道「及位～上院内」と「朴山～飛森」の2区間においては事業決定がされておらず、県道真室川鮭川線では「釜淵～八敷代」や大滝地内などが未改良であり、国道344号では大雨や豪雪により度々交通が規制されるなどの課題があります。

一方、生活圏の拡大による自家用車の急激な普及や人口減少、少子化等の影響によ

り、鉄道や路線バス等公共交通機関の一般利用者の減少をもたらしています。平成11年に民間バス事業者が撤退したことに伴い、現在、町では5路線でバス運行を実施していますが、運行経費の面で問題を抱えています。その様な中、平成26年10月からは町営バスの恩恵を受けない13集落について乗合いデマンドタクシーの運行を開始し、効率的に公共交通機関の運営に努めてきました。

しかし、今後の超高齢社会を考えた場合、地域の足として路線バス等の果たす役割は更に重要になることが見込まれます。町営バスの運行経費の削減、路線の維持、乗合いデマンドタクシーの利便性の向上が今後の課題となっています。

(施策の方向)

1. 国・県・市町村が連携しながら広域交通ネットワークの構築を推進します。
2. 東北中央自動車道「及位～上院内」と「朴山～飛森」2区間の新規事業採択と「泉田道路」、「新庄金山道路」、「院内道路」及び「横堀道路」の整備促進に向け、各種関係機関と連携し要望活動を継続します。
3. 国道344号の青沢区間の道路改良など整備促進に向けた要望活動を継続します。
4. 県道真室川鮭川線未改良区間等の整備促進に向けた要望活動を継続します。
5. 山形新幹線の新庄以北への延伸を促進し、JR在来線の維持と利便性の向上に努めます。
6. 公共交通機関の確保
 - ①通勤・通学（園）・通院などの地域の足として、町営バス運行体系の見直しを図り、利用拡大と利便性・安全性の向上に努めます。
 - ②乗り合いデマンドタクシーの利便性の向上を図り効果的な運行に努めます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状	目標 H32
町営バスの利用者数	56,000人 (H26)	56,000人
デマンドタクシー利用件数	86件 (H26.10～H27.9)	130件

第3節 住環境の整備

1. 上水道

(現状と課題)

簡易水道事業を上水道事業に統合する統合水道事業は、衛生的に安全で安定した水量を釜淵地区などに県広域水道水を供給するため、平成26年度から3カ年の計画期間にて管布設や電気計装の更新、ポンプ室・配水池の増設などを実施しています。

今後は、昭和50年代に整備を行った真室川地区や安楽城地区の一部区間の水道管が耐用年数に順次到達するため、計画的に更新を行っていく必要があります。また、水道加入人口の減少に伴い収益的収入が年々減少していることから、公営企業会計である水道事業会計を維持するためには、有収率を高める対策、経費の削減と平準化、未納額の削減などを図る必要があります。

(施策の方向)

1. 老朽管の計画的な更新を図るとともに、広域水道水の適時・適量の給水や早期の漏水発見などにより、有収率の向上に努めます。
2. 月々の使用料金を平準化することで未納額の削減を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状 H27	目 標 H32
水道有収率	76.0%	80.0%
水道未収金	28,317 千円	20,000 千円
地方債現在高【水道事業】	13 億 9,453 万円	11 億 8,847 万円

2. 生活排水処理施設

(現状と課題)

生活様式の高度化・多様化とともに生活雑排水の増加が進み、公共用水域の水質汚濁が懸念されるなか、快適な生活を維持していくうえで排水処理施設の普及が重要です。

当町は最上川の源流を支える町として、後世まできれいで豊かな水を守り、快適な生活環境を維持していくため、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及に取り組んできました。

公共下水道の整備がほぼ終了しつつあるものの、加入率は約半分であり浄化槽の設置も進んでおらず、普及促進に努めていく必要があります。

(施策の方向)

1. 公共下水道の加入促進に努めます。
2. 下水道区域外については、合併処理浄化槽の設置を促進し、町内全域の水質保全・浄化を促進します。
3. 生命の源である「水」の大切さを啓蒙し、生活排水処理施設普及率の向上を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状 H26	目 標 H32
生活排水処理施設普及率	55.7%	69.9%

3. 住宅

(現状と課題)

町が建設し管理・運営している住宅は7団地77戸ありますが、そのすべてが昭和26年に制定された公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としたセーフティネットの役割を担っているものです。

戦後から高度経済成長期にかけては、量の供給が最優先されていましたが、社会経済情勢の変化や生活様式の多様化に対応した質の向上が求められるようになったこ

とから、本町ではストック財産、つまり現有の町営住宅を活用し、国からの補助を受け、錦町・宮沢・梅の里住宅の改修を年次計画で行ったところです。

このように、施設改修が求められている反面、入居条件や家賃の設定は国の基準によることから、柔軟な対応ができないことや採算性・住宅料の滞納などの課題があります。

一般住宅については、平成23年度に新築や改築費用などに助成する補助制度を創設し、居住性の向上による定住促進を図るとともに、平成27年度からは三世帯同居・新婚・子育て・移住など人口対策に有効な世帯に増額した補助体系としています。

(施策の方向)

1. 町営住宅長寿命化修繕計画に基づき、既存の町営住宅の計画的修繕及び居室環境の改善を図ります。
2. 若年層の定住を促進する町営住宅の整備に努めます。
3. 住民の安全・安心・快適な住環境の確保、U I J ターンの推進のため補助制度等の充実を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項 目	現 状 H27	目 標 H32
町営住宅の戸数	77 戸	87 戸
町営住宅の生活排水処理施設普及率	57%	85%
移住施策の展開により、空き家等を 利活用したU I J ターン移住世帯数	—	5 世帯 (5 年間合計)

4. 公園・広場

(現状と課題)

町内には、都市公園が2箇所、農村公園が12箇所、その他にも各種広場が多数あり、子どもから高齢者まで気軽にふれあえる場、スポーツやリクレーションによる健康づくりや交流の場、教育・学習活動の場として活用されています。

このうち都市公園は、真室川公園15.8ha、総合運動公園15.3haと広大であり、施設の老朽化や遊具設置基準の度重なる変更や多様化するニーズなどに計画的な対策を講じる必要があります。

(施策の方向)

1. 都市公園については、真室川公園のバリアフリー化を図るとともに、都市公園長寿命化修繕計画を作成し、これに基づき両公園内の施設・設備の良好な提供に努めます。
2. 農村公園については、集落内の憩いの場として活用し安全に十分な配慮を行ないながら、適切な管理運営を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項 目	現 状 H27	目 標 H32
バリアフリー都市公園数	1	2

5. ごみ処理と環境保全

(現状と課題)

高度成長期を経て日本経済は物質的に豊かな生活を築き上げてきた反面、大量生産・大量消費、そして大量廃棄によるごみの排出量の増加やごみの質に変化が生じ、処理の困難な物や有害性を指摘される物も数多く排出されるようになり、ごみの対応や処理についての適切な対応が迫られています。

環境にやさしいまちづくりを推進するため、町民一人ひとりが普段の生活の中で、生産・消費・廃棄の一元的な物の流れを見直し、ごみの排出をできるだけ少なくし、3R（ごみを減らす：Reduce、繰り返し使う：Reuse、資源にして再生する：Recycle）を推進していくことが重要になっています。ごみの排出をできるだけ抑え、「使い捨て型社会」を脱却し、生活様式や事業活動を見直したうえで、「循環型社会」を形成していくことが重要です。

当町では、国のリサイクル法等の整備を受け、平成10年度から、ごみ分別収集と有料化にふみきり、ごみの減量化や資源化に積極的に取り組んでいます。この結果、一時的にごみ排出量は減少したものの、以後、総量は増加の傾向にありました。平成15年2月には新たな焼却施設（広域エコプラザもがみ）が完成し、プラスチック・ビニール類を可燃ごみとする分類変更が行われたことから、焼却処理できるごみの量が増えました。その後平成16年度からは、ごみ処理量は減少傾向となっています。人口減少の影響も考えられますが、家庭での「分別・減量」の意識の浸透が見られたものと思われまます。今後も一人ひとりが環境問題に対する自らの責任を受け止め、身近なごみ問題を解決していくことが結果的に環境保全・保護につながっていくことを再認識する必要があります。

平成8年度には環境美化推進条例を制定し、不法投棄の防止も含めた当町全域の環境美化・美観の保護等の推進を図ることで、清潔で美しいまちづくりを目指します。

(施策の方向)

「真室川町ごみ処理基本計画」及び「真室川町分別収集計画」に基づき、適正なごみ処理と環境保全を推進します。

1. ごみの減量化、分別収集の徹底に努めながら、環境問題に対する意識高揚を図っていきます。
2. 家庭、企業等、地域住民の自主的な活動もふくめた、省エネ・省資源・リサイクル運動の推進に努めます。
3. 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の3R推進を図ります。
4. 真室川町環境美化推進条例の周知徹底を図り、清潔で美しいまちづくりの推進を図ります。
5. 不法投棄防止と適正処理について、指導強化に努めます。「環境保全委員」等による巡視や啓発活動を強化します。
6. ごみの中間処理及び最終処分については広域処理となっており、施設の経年劣化による維持管理経費の増嵩分を支払っていることから、施設設備延命のためにも、より一層の処理減量化が望まれます。広域処理経費の削減や業務の効率化については、構成員の一員として検討協議してまいります。

7. 「環境美化里親制度」等地域住民による清掃ボランティア活動の推進と支援に努めます。また、ごみ減量化等の推進のため区長会・衛生組合連合会との連携を強化します。

8. 環境保全の認識を高めるために教育・啓発活動を推進します。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状 H26	目 標 H32
減量化・資源化後のごみの量	1,986 t	1,561 t

第4節 防災体制の整備

1. 消防防災体制

(現状と課題)

常備消防は、最上広域市町村圏事務組合消防署北支署が町内に配備されており、非常備消防は、8分団組織にて町民の安心・安全確保に努めておりますが、今後の少子高齢化などの諸問題に対応するため、地域・企業・団体と連携した団員確保と、施設・設備の整備を一層推進する必要があります。

また、災害時の情報収集や防災放送等を活用した情報伝達網の整備や国・県、関係自治体との相互応援体制、民間企業等との災害時協力体制の確立など、総合的な危機管理体制の強化に努めます。

(施策の方向)

1. 広域消防体制の強化に努めます。
2. 非常勤消防団の体制強化と施設・設備整備に努め、女性消防団の組織化の検討を行います。
3. 町民の防災に対する意識と正しい知識の啓蒙に努め、自主防災組織の活動を支援し、災害時要援護者支援台帳の整備を継続して進めます。
4. 地域防災計画を必要に応じて適宜修正を行うとともに、土砂災害や洪水のハザードマップの整備など総合的な防災体制と危機管理体制の充実に努めます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状 H26	目 標 H32
災害協定件数	8 件	18 件
消防用小型ポンプ更新台数	3 台/1 年	
消防用積載車更新台数	1 台/1 年	
防火水槽設置・更新基数	1 基/1 年	
ハザードマップ整備地区数	33 地区 (H27)	全集落

2. 防犯対策

(現状と課題)

当町は、刑法犯罪件数が比較的少ないものの、日常からの防犯意識の向上を図る必要があります。

また、社会構造や青少年を取り巻く環境の変化、インターネット等の情報媒体等の影響により、若年者のモラル低下が懸念されていることから、関係機関・団体等の協力のもとに、非行や犯罪を防止していく必要があります。

加えて、全国的に不特定多数の子どもを狙った凶悪事件が発生していることから、地域住民による「見守り」の輪を拡大しながら、日常から子どもと地域住民とのふれあいの中で地域の防犯意識の高揚を図り、犯罪の抑止効果を高める必要があります。

(施策の方向)

1. 防犯協会や交番連絡協議会等と連携を図り、家庭や地域の意識啓発と防犯活動に努めます。
2. 犯罪の未然防止と安全を図るため、集落内や公共施設等に防犯灯の設置及びLED化を推進します。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状 H26	目標 H32
街路灯のLED化実施数	—	1,220基

3. 交通安全

(現状と課題)

近年、全国で発生した交通事故をみると、平成16年に過去最多を記録した交通事故発生件数及び負傷者数については年々減少していますが、高齢者の運転・歩行中の事故の割合が高く、極めて憂慮される事態になっています。

町民の安全・安心の確保のためには、特に、弱い立場にある者への配慮や思いやりが不可欠であり、すべての交通について、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となります。このことから、ドライバーのモラル向上のためあらゆる機会を通して意識の高揚を図るとともに、交通安全専門指導員、地区交通安全役員・交通安全母の会の活動を中心に子どもについては、就学前、小・中学校と継続的、体系的な交通安全教育を地域全体で継続し、交通事故の減少を図ります。

高齢者については、これまでの活動により一定の効果はみられますが、依然として全交通死者に占める割合が高いことから、地域の交通安全教育を一層強化していく必要があります。

(施策の方向)

1. 交通安全思想（モラル）の普及に努めます。
2. 交通事故防止研修会の充実を図ります。
3. 交通安全教育の充実を図ります。
4. 交通安全に関する普及及び啓発活動の推進に努めます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状 H26	目 標 H32
町内交通事故発生件数	18 件	12 件
高齢者交通安全教室の参加数	785 人	1,000 人

第5節 克雪・利雪のまちづくり

(現状と課題)

当町は、全国有数の豪雪地帯であるため、除雪事業では町保有の除雪機械の定期的な更新や運転手の増員、除雪経路の見直しなどにより、きめ細やかな除雪を心がけてきました。しかし、町民の雪対策へのニーズは高度化しており、さらなる検討が必要となっています。

一方で、雪との共存の知恵を育み、それを受け継いできた面もあります。

今、子どもたちが、雪合戦やかまくら、空き地でのそりやスキー乗りなど、自ら雪に親しんでいる姿を目にする機会が少なくなりました。このような中、地域伝統を残そうと、おさいどやかまくらづくりなどの文化を継承し、地域の活性化につなげているところもあります。また、姉妹都市交流や沖縄広域圏の子どもたちとの交流など、雪に親しむ体験交流機会が定着してきています。

今後も雪空間を活用した官民協働のイベント等を推進しながら、長期的にはイベントを主体的に実施できる団体等の育成を支援していきます。

雪対策はこれからも避けて通ることのできない問題であり、快適な生活環境の確保や産業経済発展のために、克雪はもちろん、雪を無限の天然資源として活かす利雪・親雪の取り組みを推進していく必要があります。

(施策の方向)

1. 冬期除雪体制の充実、冬期交通の確保、除雪機械の計画的整備に努めます。
2. 消流雪溝の計画的整備と地区の連携ある消流雪溝利用運営体制を推進します。
3. 雪国文化の発掘と継承に努めます。
4. 秋山スキー場を核とした、クロスカントリーコースなどの利用促進に努めます。
5. 交流人口拡大のため、親雪イベントや各種スキー大会の開催など、雪と親しめる機会を創出する事業を実施し、事業を主体的に実施する団体への支援に努めています。
6. 豊富な天然エネルギー資源として、雪の利活用システムの研究と実用化に向けた取り組みを推進します。
7. 高齢者宅等自力での除雪が困難な世帯について、福祉除雪、共助除雪、ボランティア除雪の活用による除雪支援を推進します。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状	目 標 H32
除雪延長	200.2 k m (H27)	200.7 k m
流雪溝整備延長	19.2 k m (H27)	20.5 k m
地域共助除雪実施地区数	2 地区 (H26)	10 地区

第6節 地球温暖化防止対策の推進

(現状と課題)

18世紀後半頃から、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などを大量に消費するようになり、大気中の二酸化炭素の量は200年前と比べ35%程増加しました。これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、21世紀末には二酸化炭素濃度は現在の2倍以上になり、この結果、地球の平均気温は今より上昇すると予測されています。今世紀末には、地球の平均気温が最大で5.8℃、地球の平均海面水位は最大で88cm上昇すると予測されており、その影響はすでに現れています。

地球温暖化が進むと、気温が上昇し、雨量が増え、海面が上昇します。また、異常気象がおきる回数も増えます。その結果、植物や動物、そして私たち人間の社会にもさまざまな被害が出ることになり、人類の生存すらも危ぶまれることとなります。地球温暖化の原因は、大気中への温室効果ガスの排出によるもので、わが国では石油などの燃焼による二酸化炭素(CO₂)がその9割を占めています。

2015年11月30日から12月12日まで、フランスのパリで気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、わが国は、2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%を削減するとしています。

山形県では、2020年度までに1990年度比で、温室効果ガス全体の排出量を20%削減することを目標にしています。

温室効果ガスの排出は、大半が産業活動に起因していますが、温暖化を防止するためには、私たちの国民一人ひとりのライフスタイルを変革することが不可欠となります。できるだけ不要なものを買わず、大事にものを使い、再利用やリサイクルを心がけることは大変重要なことです。また、節電をしたり、外出時の車利用を自転車や公共機関に切り替えたりする努力も必要です。生活の中でできるかぎり資源・エネルギーの無駄使いを排除し、再利用やリサイクルを推進していくことが、循環型社会を構築し地球温暖化を防止する基本となります。

(施策の方向)

1. 「山形県環境計画」により、新たな数値目標、取り組み方法が提示され、当町としては、家庭、事業所向けの取り組みへの積極的な参加を促していきます。また、町として事業所のアクションに積極的に参加していきます。
2. 「真室川町地域新エネルギービジョン」、「エクセルギータウン真室川宣言」を中心に据えて、薪ストーブ・ペレットストーブ、太陽光発電の普及、小水力発電の検討を進めます。
3. 真室川町地球温暖化対策協議会を中心に各種事業を展開します。緑のカーテン、打ち水作戦、廃油キャンドル作り、フリーマーケットなど町民が参加しやすく、わかりやすい取組みを工夫し、実施します。
4. 地球温暖化対策を推進するため、総排出量の削減目標を定めます。平成32年度(西暦2020年度)における温室効果ガス排出量を、平成17年度(西暦2005年度)を基準にして7%削減することを目標とします。
5. 地球温暖化防止に対する啓発活動及び環境教育を推進します。

(施策の効果を表す指標)

項目	現状 H26	目標 H32
温室効果ガス排出量の削減率・平成17年度対比（エコオフィスプラン）	△1.29%	△7.00%
薪ストーブ等利用拡大支援事業	2,373,000円 (H23～26)	3,300,000円 (H28～32)
太陽光発電装置設置事業	1,704,000円 (H23～26)	2,700,000円 (H28～32)

第7節 県・近隣市町村・関係団体との連携の推進

（現状と課題）

山形県は、「まち・ひと・しごと創生法」第9条に基づき、本県の実情に応じた平成27年度から5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す「やまがた創生総合戦略」を平成27年10月に策定しました。真室川町においても、同様の「真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

県総合戦略、町総合戦略では、連携して取り組む具体的な施策を盛り込みながら奨学金制度や広域観光など各種事業を展開していくとしております。

また、平成27年6月25日に締結した「新庄最上定住自立圏形成協定」に基づき、人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化を図るため、圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにする、共生ビジョンを平成27年度中に策定し、平成28年度より5か年で連携した事業を展開することが計画されています。

今後は、山形県との連携事業、及び新庄最上定住自立圏形成事業を推進し、行政サービスの効率化、事業効果の向上を図り、活力ある地域を創出する必要があります。

また、かねてより町では、山形大学との連携により地域課題の解決のための研究を行い、総合的な地域、社会モデルの構築を目指してきました。

今後も大学等との連携をより一層深め地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を推進する必要があります。

（施策の方向）

1. 総合戦略における県との連携事業を実施し、行政サービスの効率化、事業効果の向上を推進します。
2. 新庄最上定住自立圏の共生ビジョンに基づく連携事業を推進し、行政サービスの効率化、圏域内定住を促進します。
3. 大学等との連携により、地（知）の拠点事業を推進し、地域課題の解決、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を推進します。

（施策の効果を表す指標）

項目	現状	目標 H32
県との重点連携新規事業件数	—	6件
広域連携新規事業件数	—	16件

第1節 交流の推進

(現状と課題)

各地で交流に着目した地域振興の取組がなされ、当町のような農山村地域では、豊かな自然を素材にした体験型交流が盛んになってきています。

本町で生まれ育った者から見ればあたりまえの自然風景や生活習慣、食・民俗文化などが、町を訪れる人々にとって大きな感動を与えています。そうした来訪者の客観的評価を得た町の魅力を再発見し、新たなまちづくりの「素材・宝」としていくことも大切と考えます。現在も各分野で研究者・大学等と連携を図りながら地域資源の発掘や研究を実施していますが、引き続き当町の貴重な地域資源の一つである風物・伝統文化を町外に発信し、交流人口を増加させ、地域振興の担い手を発掘し、育成していく必要があります。町ではこれまで、歴史や文化、スポーツをはじめいろいろなイベントを通じ交流の拡大に努めてきましたが、これら人的・物的往来が観光とは違う心の絆を伴う「交流」であるとの再認識が必要です。

また、都市部との交流の目的の1つとして移住（U I ターン）者の確保と拡大が挙げられますが、人口減少時代においてその重要性はますます高まっています。

今後、このような交流を継続しながら交流の対象を広げ、地域団体等の参加協力を得ながら、新たなメニューを取り入れ、事業を展開していく必要があります。

このようなことから、交流をまちづくりの重要な手段として位置付け、「まむろ川温泉梅里苑」を交流拠点とし、独自に物産展等に参加している民間企業等とも連携を図りながら、交流機会の創出や情報受発信を推進していく必要があります。

また、姉妹都市交流や東京真室川会、その他都市部との交流については、交流の「ねらい」や「効果と負担」を明確にしながら、交流推進体制を整備し、交流手法の検討を継続していく必要があります。

(施策の方向)

1. 町の自然、歴史、文化に加え、それを背景とする農林業などの産業からも、交流媒体を広く発掘し、新たな交流メニューの創出に努めます。
2. 交流媒体を活用する担い手の育成と、交流実践者に対する情報提供や学習機会の確保に努めます
3. 交流スタイルとメニューを確立し、交流推進体制を整備しながら、姉妹都市交流や東京真室川会、都市部との交流拡大を図ります。
4. 姉妹都市交流、観光客との交流の機会等をとらえ、町民も、また町外の人も「町の魅力」を再発見していける方策を検討します。
5. 空き施設、空き家を活用した交流プログラムを推進するとともに、町出身者のUターンを含む移住の促進を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状	目 標 H32
交流人口	341,197 人 (H25)	500,000 人

第2節 情報ネットワークの利用推進

(現状と課題)

インターネットや携帯電話など情報通信技術の急速な進展により、革命的ともいえる社会変革が進んでおり、住民の日常生活や経済取引、さらには行政事務に関するシステムについても大きな影響が及んでいます。

情報化の進展は、時代の流れであるとともに、人々の能力を伸張させ、様々な分野・地域を発展させるものであり、町民生活を支援するため各情報通信基盤の整備が不可欠との考えから当町ではこれまでも整備を進め、光ファイバー網による高速化・大容量化が実現しました。今後も、情報技術の変化に対応した環境整備を検討していく必要があります。

携帯電話の利用環境では、全集落において利用可能となり、また、地上デジタル放送への完全移行を終え、共聴施設の整備などにより難視聴地区は解消されている状況となっており、今後は、整備された情報基盤等を活かし、地域住民の生活の向上、地域経済の活性化を推進していく必要があります。

スマートフォンやタブレット等の普及に対応するため、パソコン講座など町民の方がデジタルデバイスについて学べる更なる環境の整備を進め、町民の情報リテラシー(活用能力)の向上に努めていきます。

また、町ホームページでのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した積極的な情報発信を推進し、ICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の双方向の利活用などを検討していく必要があります。

町内の複数の事業者は、既にインターネット販売事業を展開しておりますが、これらの比較的新しい分野については、更なる販売事業の拡充を図るため、スタッフ教育などの指導・サポート体制の構築が必要となっています。

(施策の方向)

1. 高度化・多様化する情報通信ニーズに対応するため、インターネット等を活用しやすい環境を促進し、住民生活、産業、行政などの情報化、国・県と連携した災害時の緊急情報の提供等を図り、情報サービスの充実に努めます。

2. 全町にわたる光ファイバー網などの情報通信技術基盤を利活用し、町特産品のインターネット通信販売事業や情報サービス産業の育成・支援等について、地域おこし協力隊等を活用したサポート体制を構築していきます。

3. 情報センターを活用したIT講習会実施等により町民の情報リテラシー(活用能力)向上を図り、誰もが情報通信技術の恩恵を受けられる地域づくりを推進し、合わせてネット犯罪防止のための教育を進めます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状	目 標 H32
町民パソコン講座受講者数	18 人 (H26)	25 人
町内ネット販売事業者数	18 事業者 (H27)	24 事業者

第1節 町民と協働のまちづくり

(現状と課題)

町民のためのまちづくり、町民主体のまちづくりが、地方自治の基本です。国・県の権限が委譲され、地方分権が推進されることにともない、地方の自立や自己決定・自己責任に基づいた行政運営が求められています。さらに、住民自身の意識改革も求められており、まちづくりへのニーズを限られた財源でどう実現していくのか、住民、各団体、NPO、民間事業者、ボランティア等それぞれの責任で処理すべきことは何かなど、十分な協議に基づいて役割を分担し合う仕組みも必要となっています。

また、地域づくりの活性化と自治意識の向上策など、計画から実施に至る段階ごとに住民参加を促す手立てを講じながら、共同で共に育む（共育）町民集約のまちづくりを進めることが大切です。町政運営に町民が参画できる機会が少ないことや、町の行政施策について町民の理解があまり得られていないといった課題もあるため、町民主体のまちづくりの具体的手法と行政施策の周知方法について十分検討する必要があります。

一方、男女が社会の対等なパートナーとしてそれぞれの個性を發揮し、お互いを認め合い、主体的に生き、共に支えあえる社会の構築を図る男女共同参画社会が推進されており、国においては平成22年12月に「男女共同参画基本計画（第3次）」を策定しているところです。当町においても、多様な社会活動に参画する女性が増えているものの、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分業意識はまだ根強く、とりわけ、高齢者や病人の介護などについては主に女性が担っているなど、その精神的・労力的な負担は大きいものとなっています。

また、少子・高齢化、情報化の進展等により社会環境が変化して行くなかで、女性が自らの生き方を主体的に選択し、多様な社会活動に参画し、女性としての個性や能力を發揮していく場が少ないことが課題となっています。

平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を發揮し活躍できる環境を整備することが必要となっています。

(施策の方向)

1. 町民と行政の協働によるまちづくり

- ①まちづくり意識の高揚を図るため、政策形成段階からの情報公開、パブリックコメントを進めます。
- ②町民と行政が相互の役割を明確にしながら、「協働・共育のまち」づくりを推進します。

2. 男女共同参画社会の推進

- ①男女が共に家庭生活と仕事を両立できるよう、理解と認識を深めるための啓発と、就業環境・保育環境の整備を推進します。
- ②女性団体、グループ活動への支援促進を図るとともに、各種委員等への女性登用を積極的に進めます。

③女性の職業生活での活躍が図られるよう、町は事業主計画を率先して策定するとともに、町内事業所に対しても啓発に努めます。

3. まちづくりへの連携強化

①職員の地域担当制により区長会や集落との連携を密にし、多様な活動の支援に努めます。

②農林業、商工業、女性組織、観光関連組織、NPO、地域やボランティア団体等と連携し、協働型のまちづくりを推進しながら、自主的な取り組みへの支援に努めます。

③地域の将来ビジョンの策定や、自主的・自律的な活動を積極的に支援します。

4. 町民が町政に積極的に参加するために、町民が求める情報を積極的に提供し、広報・広聴活動の充実を図ります。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状 H26	目 標 H32
パブリックコメント実施事業数	1 事業	5 事業
町の審議会等に占める女性委員の構成割合	22.2%	30.0%
町の行政委員会に占める女性委員の構成割合	14.8%	25.0%
公共施設環境美化ボランティア団体数	8 団体	14 団体

第2節 健全な行財政の確立

(現状と課題)

町の財政運営においては、町税が減少し、歳入の多くを占める地方交付税は、国の財政状況の逼迫や当町の人口減少により大幅な伸びは期待できない状況にあります。

一方、高齢化社会の進展により、今後、社会保障費の増大が見込まれるとともに生活基盤整備・長寿命化についても早急に取り組まなければならない課題は多くあります。

また、地方分権のさらなる進展により、これまでの行財政運営の発想だけでは高度化・多様化する行政課題に対応することが難しくなっています。

そのため、今後も持続可能な行財政運営を行うには、不断の行財政改革が必要不可欠であることから、職員一人ひとりが資質の向上を図り簡素で効率的な組織を確立しながら、限られた財源の中で予算の効率性を高めていくことが重要であるとともに、地方版総合戦略と連動した定住や子育てをはじめとする事業を着実に実行していく必要があります。

また、行政と地域の連携を今まで以上に深め、地域の実情に沿った個性豊かな施策を展開していく必要があります。

(施策の方向)

1. 「行政力の向上」 - 行政運営・町民サービス・公共施設管理の向上

- ①広報、町ホームページ、防災放送の活用により、迅速で効果的な情報提供に努めます。
 - ②事務事業評価により、事務の妥当性・有効性・効率性を判断しながら、町民のニーズに即したきめ細かな施策を展開し、サービスの向上に努めます。
 - ③役場庁舎を含む、公共施設の改修整備や維持管理と活用について検討を進め、効率的な運用体系を確立します。また、指定管理者制度等の導入など、サービスの維持を前提とした民間力の活用を推進します。
2. 「財政力の向上」
- ①中長期的な財政計画を策定し、過度に起債に依存することのない財政運営に努めるとともに、健全化判断比率など各種指標により財政状況を把握し、持続可能な行財政運営に努めます。
 - ②町税をはじめとする自主財源を確保するため、目標値を定め、収納率の向上を図ります。また、コンビニエンスストアやクレジットカードでの納入について検討を行います。
 - ③使用料、手数料その他の収入について、受益者負担の適正化を図ります。また、各種補助金についても必要性や効率性、経費負担の在り方を検討し見直します。
 - ④地方公営企業についても中長期的な視点に立って、事業状況、経営状況及びサービス内容を点検し、事業の公共性の確保と健全化を図ります。
3. 「組織力の向上」－組織機構の見直し、人材の育成
- ①多様な行政課題に対して的確に対応していくために、職員一人ひとりの資質を高めるよう人材育成を目的とした「人事評価制度」を導入するとともに、職員研修を充実していきます。
 - ②施策や事業を効率的に実現するために、職員の責任と権限が明確化された組織機構を確立します。また、小中学校や保育所についても適正規模により保育や教育の充実を前提とした体制を構築していきます。
4. 「地域力の向上」－町民協働の推進、町民とのコミュニケーションの充実
- ①地域や各種団体の自主的な活動を支援し、地域の実情に即したきめ細かな施策を展開するために、協働のまちづくりを進めます。
 - ②町民の意見や要望を広く町政に反映させるために、パブリックコメントの導入などにより各種計画の施策形成過程での町民参画を図ります。
 - ③コンパクトな行政の実現に向け、一部業務の民間への移譲（事業委託）の検討および試行を行うとともに、担い手となり得る人材および事業者の育成につとめます。

(施策の効果を表す指標)

項目	現 状 H26	目 標 H32
実質公債費比率	6.6	7.9
将来負担比率	30.6	36.0
地方債現在高	40億2,508万円	40億円